

足利短期大学の現状と課題

—令和3年度 自己点検・評価報告書—

足利短期大学

2021

目次

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	1
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	1
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	6
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	10
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	18
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	18
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	29
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	44
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	44
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	48
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	52
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	53
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	59
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	59
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	60
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	63

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]

[区分 基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準Ⅰ-A-1 の現状>

旧足利市内 17ヶ寺で組織する足利仏教和合会によって設立された学校法人足利大学傘下の足利短期大学では、法人共通の建学の精神を掲げている。それは、日本仏教の父といわれる聖徳太子の「十七条憲法」第一条「以和為貴」－和を以て貴しと為す－（資料 キャンパスガイド）である。本学は、地域社会からの要望に応じ、仏教的情操にもとづく幼児教育者を養成するため、「幼児教育科」1学科の単科短期大学として昭和54（1979）年に開設され、さらに平成8（1996）年より保育者養成の「こども学科」と看護者養成の「看護学科」の2学科となった。

本学では建学の精神・教育理念に則って、仏教的情操豊かな人材を育成することを教育目的としており、専門の知識と技術の習得、そしてそれを応用・実践できることを教育目標としている。教育理念は大乗仏教の教えを根本とし、その実践として「和顔愛語」（資料 キャンパスガイド）を戴いている。教育理念の実践である「和顔愛語」については、“穏やかな笑顔で人を思いやる言葉がけをする”と解釈し、社会人そして保育者としての基本となる挨拶や言葉がけ、コミュニケーションを教員自らが実践することによって姿勢を示し、学生、教職員間、また外部からの来訪者に対して実践することを学内で共有している。「足利短大の学生は笑顔がよい、挨拶がよい」と学内外から高い評価を得ている。このことは、建学の精神と教育理念が学生に理解され、実践されているためと受けとめている。従って建学の精神は教育理念・理想を明確に示しており、教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有しているといえる。

建学の精神・教育理念は、学内外に周知するためにホームページ、大学発行の各種出版物等（資料 キャンパスガイド、大学案内）に掲載し学内外に表明している。また入学式、ガイダンス、年4回行われる仏教行事等において、学長から学生、教職員に話をすることによって周知を図り、学内において共有している。その他、1号館玄関には漆原常石氏（足利市在住の刻字・書道家）による「以和為貴」の刻字扁額を設置、また3号館ロビーには同氏が刻字した「和顔愛語」の額を掲げ学生が常に目にすることにより、意識づけを行っている。

なお、足利短期大学こども学科の教育目的・教育目標は以下のとおりである。

教育目的（資料 足利短期大学学則 第4条）

豊かな感性と教養を身に着けるとともに、保育に関する専門知識と技術を習得し、活用・応用できる力を持った人材の育成。

教育目標（資料 キャンパスガイド）

興味・意欲を喚起する授業と多様な体験の機会を提供し、「感動する心」「創造する心」「実践する心」を育成する。

幅広い専門的知識・技術を有し、社会的役割を遂行できる保育者を養成する。

幼稚園教諭免許と保育士免許を取得できるよう指導・教育する。

本学では、以上のような建学の精神を踏まえた教育目標を具現化するために教育課程に次のような科目を設置している。こども学科の必修科目として「仏教学」（資料 キャンパスガイド）を設けており、その中では建学の精神「以和為貴」と教育理念「和顔愛語」について解説している。また専門選択科目の「仏教保育論」を本学指定科目（必修ではないが受講が義務付けられた科目）として開設し、広く仏教精神の涵養を行っている。また、年4回の仏教行事への出席は、学生が改めて自らを見つめ直す重要な時間となっている。

年4回の仏教行事としては、建学の精神に基づく学校行事（資料 学事日程・行事表、仏教行事パンフレット）と位置づけ、全学生と全教職員とが一堂に会し、三仏忌「降誕会」「成道会」「涅槃会」と「魂祭」を行っている。5月に行う「降誕会」とは釈尊の誕生を祝う行事であり、この行事を通して新しい出発にあたり学業の精進を誓うとともに、自分がこの世に生を受けたことの意味を考える機会としている。12月に行う「成道会」とは釈尊が悟りを得たことを記念する行事で、眼を内に向け人生について省察し、生きる勇気を見出す行事としている。また1月の「涅槃会」は釈尊の死を悼む行事として、限りある命と二度とない今日を意義あるものとする生き方考える行事としている。そして、7月に行う「魂祭」は一般にお盆といわれる行事で、この一年間に物故された学内関係者の供養を行うものである。この行事は亡き人々との対話を通して、自己の中に受け継がれた命について考える機会となっている。これらの仏教行事では開会にあたっての学長挨拶の中で、建学の精神、教育理念について全学生、教職員に説明をしている。

これらの仏教行事は本学の仏教的情操を養う重要な学校行事と位置づけられており、平成27（2015）年度からは、数年ごとに担当するクラス顧問（1年次生2名、2年次生2名）が仏教行事委員を兼任することとした。これにより、全教員が主体的に仏教行事に関わるようになった。また、学生が主体的に関わることを目的として、学生聖歌隊を配置すると共に当番学生が司式にあたっている。学生は、仏教行事に出席することで厳粛な雰囲気の中で自らを振り返る時間を得ている。

なお、建学の精神は毎年度末に運営委員会で検討した後、教授会で確認している。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

本学では生涯学習の観点から創立当初より公開講座を開講し、また、正課授業の開放を実施している。

本学では、大学における研究の成果を地域住民や社会に還元することを目的として、毎年 9 月に 3 回連続の 2 コースの公開講座を開講してきた。しかし、平成 26 (2014) 年度に看護学科が足利工業大学（現足利大学）看護学部に移行したことに伴い、1 コースの開講とした。しかしながら、地域に根差した短期大学としての地域との関わりを重視し、平成 28 (2016) 年度からは本学の建学の精神である“仏教”について、及び、本学の特色や教員の専門性を活かした“保育に関する内容”の 2 コースを開講することとした。なお、令和 3 (2021) 年度については、令和 2 (2020) 年度に引き続きコロナ禍のため未開講とした。

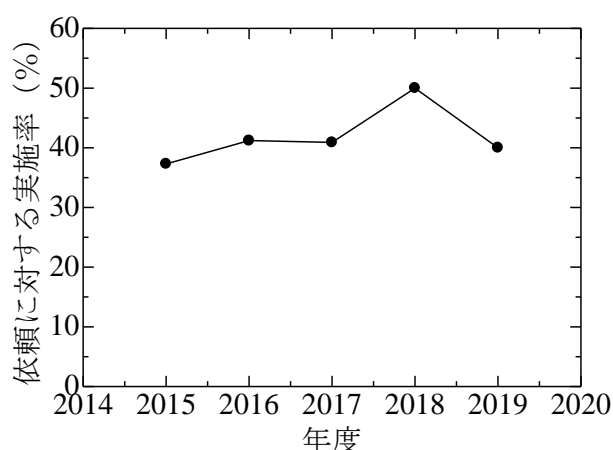
地域社会に向けた講座としては、平成 26 (2014) 年度から令和元 (2019) 年度に教員免許更新講習を開講した。また、平成 26 (2014) 年から平成 28 (2016) 年度の 3 年間に亘って保育士資格取得特例講習を実施した。しかし、保育士資格取得特例講習は受講者の減少が著しく、平成 29 (2017) 年度からは開講していない。

地域・社会との連携については、平成 28 (2016) 年 9 月 26 日に本学と足利市において「包括連携協定」(資料 足利市と足利短期大学との包括連携協定書)が締結され、本学と足利市が保育者育成に関して協力、連携していくことが確認され、そして実践されている。また、平成 29 (2017) 年 9 月 19 日には、本学と足利商工会議所との「包括連携協定」(資料 足利商工会議所と足利短期大学による包括連携に関する協定書)が締結され、足利市商工会議所内で、商工会議所会頭と本学学長間で調印式が行われた。

ボランティア活動については、令和 3 (2021) 年度はコロナ禍のため、令和 2 (2020) 年度に引き続き活動を中止した。

学生委員会では、学生ボランティア活動推進計画を策定し、学生のボランティア活動の活性化を図ってきた。令和元 (2019) 年 1 月のアンケート調査によると、多くの学生が幼稚園、保育所（園）、福祉施設においてボランティア活動を行っており、授業での学び、実習等を通じて学生の保育への興味関心が高まり、大学掲示板を通してボランティア活動を積極的に行ったと推察される。また、足利市との包括連携協定締結により、足利市主催のイベントへのボランティア依頼が定着し、その結果受託件数も増加傾向にある。

次の図は、年度とボランティア依頼に対する実施率を示したものであり、平成 27 (2015) 年度に 37.3%であったのに対し、平成 30 (2018) 年度には 50%まで増加している。なお、令和元 (2019) 年度の実施率が 40%まで低下しているのは、コロナ禍の影響で年度末に予定されていたボランティアを実施できなかったためである。



ボランティア依頼に対する実施率

以上のように、学生は授業や実習に重ならない日程で足利市や足利商工会議所主催のイベントにボランティアとして積極的に参加している。以下に、令和元（2019）年度における主なボランティア活動状況を示す。

令和元（2019）年度における主なボランティア活動

日 時	イ ベ ン ト 名	依 頼 者	参加学生数
4月29日	足利まちなかウォーク	足利商工会議所青年部	10
4月29日	ふれあいマルシェ	足利商工会議所青年部	5
8月1日	足利夏まつり／友愛会館 イベント	足利商工会議所青年部	9
8月2日	足利夏まつり／友愛会館 イベント	足利商工会議所青年部	12
10月19日	まちなかハロウィン2019	足利商工会議所内まちなか ハロウィン実行委員会	12
11月3日	足利尊氏マラソン大会	※一般ボランティア参加	4
11月9日	いくじいいくばあ講座	足利市健康福祉部元気高齢課	2
11月23日	いくじいいくばあ講座	足利市健康福祉部元気高齢課	3
1月19日	足利歩き愛です	足利市健康福祉部健康増進課	9

教職員のボランティア活動に関しては、令和2（2020）年1月のアンケート調査によると、71%（平成30（2018）年度63%）の教職員が何らかのボランティア活動を行っている。内容としては特に、令和元（2019）年10月に栃木県での台風19号による被害が大きかったため、「災害救援や被災者支援にかかわる活動」が多く、続いて「子育てや幼児教育に関わる支援や活動」、「まちづくりなど地域の活性化にかかわる活動」、「芸術・文化・スポーツなどに関わる活動」、「高齢者や障害者の支援など福祉にかかわ

る活動」、「交通安全、防犯、防火など環境にかかわる活動」「在日外国人に対する教育や生活情報サービスにかかわる活動」等に、多く参加している。

ここで、平成 27 (2015) 年度から本学と足利大学と合同で実施している大学・地域連携活動支援事業「学生と地域による足利市中心市街地にぎわい創出計画」を示す。具体的には、両大学の教員と学生が協力し、毎年、年に数回、夜のまちを竹あかりで演出し、まちなかのにぎわいを創出するイベントである。活動にあたっては、足利市のほか地域団体に協力を得て実施しており、地域に群生する竹を利用し、地域の幼稚園の子どもたちと協働で製作した竹あかりを展示している。令和元 (2019) 年 11 月には、足利市雪輪町内に 200 灯の竹あかりを設置し、まちなか竹あかり回遊路を計画した。回遊路の起点は足利大学建築学コースの学生たちが改修した 100 年を超える古建築で、その内部で本学演劇同好会による演劇を披露した。令和 3 (2021) 年度については、コロナ禍を考慮し、足利市家富町の『土風蔵』での“竹あかり”と“竹チップブロック”の展示(資料 足利灯り物語パンフレット)、無印良品ヨークタウン足利でのワークショップの開催等を行った。なお、令和 3(2021)年度は、足利短期大学附属幼稚園の園児に竹灯りのイラスト、毛野小学校の学童に竹チップブロックの作製に協力いただいた。

その他、地域における各種委員会等の委員委嘱については、全教職員の 40% (平成 30 (2018) 年度 41%) が受けている。また、講演依頼の委嘱についても 47% (平成 30 (2018) 年度 50%) となっており、地域に根差す短大として、教職員が地域との連携を大切にしながら社会活動をしている。

以上のように、本学は教職員及び学生ボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

1. 教育目的である仏教的情操豊かな人材の育成について、教育目標の実践と共に様々な行事等を通して行っていく。
2. 様々な機会を捉え、建学の精神を教職員並びに学生に継続して周知を図る。
3. 年 4 回の仏教行事を通して、教育目的の一つである“仏教的情操を育む”について学生の理解が深まるよう取り組む。
4. 地方に根差す短期大学として、地域との連携の強化を図っていく。
5. 三つのポリシーを踏まえ、自らの取組に係る適切性の確保のための点検・評価を行う際に、地域社会の参画を得る。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

聖徳太子十七条憲法第一条「以和為貴」を建学の精神とし、仏教的情操豊かな人材の育成を教育目的としていることから、「仏教学」「仏教保育論」を開講しているほか、年 4 回の仏教行事を全学で実施している。平成 27 (2015) 年度より、仏教行事委員を年度ごとのクラス顧問が担い、計画、実践、改善を行ってきた。学生は司式係り、聖歌隊を担当し、他学生もスーツを着用して、厳かな雰囲気の中でそれぞれの行事が実施されており、自らを振り返る良い機会になっている。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-1 の現状>

保育者を養成するにあたり、足利短期大学としての教育目的・目標に加えて、より保育者養成に特化した教育目的・目標を建学の精神「和を以て貴しと為す」及び教育理念「和顔愛語」に則り、以下のとおり定めている。

なお、足利短期大学学則第 4 条の通り、教育目的を「こども学科では豊かな感性と教養を身につけるとともに、保育に関する専門的知識と技術を取得し、活用・応用できる力を持った人材の育成を目的とする」とし、教育目標は次のとおりである。

1. 興味・意欲を喚起する授業と多様な体験の機会を提供し、「感動する心」「創造する心」「実践する力」を育成する。
2. 幅広い専門的知識・技術を有し、社会的役割を遂行できる保育者を養成する。
3. 幼稚園教諭免許と保育士資格を取得できるよう指導・教育する。

教育目的・目標の表明については、学内においてはシラバス・キャンパスガイドに掲載されているものを新入生ガイダンス、在学生ガイダンスの中で、学生に対して具体的な意味・解釈を説明し、周知徹底を図っている。また、保護者にも入学式後に行っている説明会で保護者便覧を用い、内容の説明をしている。また、視覚的にも理解できるように、屋外掲示板、教室、廊下等、常に学生の目につく場所に掲示している。この結果、学生・教職員がこの教育目的・目標を意識した学修活動や教育活動を行うことにつながっている。

学外に対しては、ホームページ、大学案内に掲載するとともに、進学説明会・オープンキャンパス等においても説明をするなど、学内外に表明している。令和 2 (2020) 年度は、コロナ禍により入学式後の保護者説明会は実施できなかったが、ホームページ、大学案内に掲載するとともに、進学説明会・オープンキャンパス等においても表明している。なお、令和 2 (2020) 年度はオンラインおよびハイブリッド形式でのオープンキャンパスを行い、ホームページ上に大学説明の動画を載せることで、学外に表明した。

教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請にこたえているかの定期的な点検については、以下のとおり学生の就職先へのアンケート調査により行っている。毎年 2 月に、自己点検・評価委員会が中心となり、「就職先からみた足利短期大学こども学科卒業生に関するアンケート調査」を、就職 1 年目の卒業生の専門就職先に依頼し、実施している。内容としては、こども学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているかというものであり、(幼稚園・認定こども園・保育園を

対象として、知識・技能面（16項目：1. 幅広い知識や教養、2. 専門的な知識や技能、3. 子どもとの関わり方、4. 保護者との関わり方、5. 教職員との関わり方、6. 保育への適応能力、7. 現場に必要な音楽指導力、8. 現場に必要な図画工作指導力、9. 現場に必要な幼児体育指導力、10. 基礎学力、11. 文章力、12. 積極性・自主性、13. 創造性、14. 協調性、15. 報告・連絡・相談、16. 礼儀・マナー・身だしなみ）を、施設を対象として、（13項目：1. 幅広い知識や教養、2. 専門的な知識や技能、3. 利用者との関わり方、4. 利用者家族との関わり方、5. 教職員との関わり方、6. 現場への適応能力、7. 基礎学力、8. 文章力、9. 積極性・自主性、10. 創造性、11. 協調性、12. 報告・連絡・相談、13. 礼儀・マナー・身だしなみ）を、5段階（5. 十分身についていた、4. やや身についていた、3. 普通、2. やや身についていなかった、1. 全く身についていなかった）で評価し、集計されたものを教育及び学生指導の参考としている。

また、「足利短期大学こども学科の教育について」という、自由に記述できる項目を設け、その意見や要望を真摯に受け止め改善にむけて努力をしている。

アンケート調査内容については、返送された就職先からの意見を参考にし、こども学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請にこたえているか、毎年自己点検・評価委員会が点検を行っている。

[区分 基準 I-B-2 学修成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学修成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学修成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学修成果を学内外に表明している。
- (4) 学修成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

建学の精神、教育目的・目標に基づき学修成果を定めている。内容としては、社会人・職業人として求められる汎用的学修成果 5 項目、現場に即応できる保育者に求められる専門的学修成果 6 項目を下記のとおり明確に示している。

社会人・職業人として求められる汎用的学修成果

1. 幅広い情報を収集し、探求心をもって学び続けることができる
2. 年齢、性別、国籍、障害の有無を超えて、多様な人々と進んで交流する姿勢を持つ
3. 様々なコミュニケーションを獲得し、それを駆使して協働的関係を築くことができる
4. 感受性豊かにものごとを捉え、ことばをはじめ多様な方法によって表現することができる

5. 多面的に物事を捉え、臨機応変に対応し、問題解決を図ることができる

現場に即応できる保育者に求められる専門的学修成果

1. 保育に関する専門的知識を理解し、具体的に説明することができる
2. 身につけた知識や技術を実践の場で活用・応用することができる
3. 保育職の社会的役割と使命について自覚している
4. 主体性をもって保育に取り組むことができる
5. 「こどもから学ぶ」という視点をもって、保育を実践することができる
6. 自らの保育実践を振り返り、評価し改善することができる

学修成果をシラバス・キャンパスガイドに掲載し、新入生ガイダンスや在学生ガイダンスに加えて、各教員が普段の授業の中で折に触れて学生に説明をしている。シラバスには、各科目の授業内容・方法、授業の到達目標、評価方法・基準を明記するとともに、準備学修等を示すことによって学生が学びを深め、学修成果を達成できるように授業内容を考えて作成し、それに沿って授業を実施している。

2年次の総合表現Ⅰ・Ⅱの学修成果発表として表現活動発表会「ラ・ネッサンス」を行っている。この発表は、保育者として重要となる表現活動の学修成果を学内外に表明する役割も担っている。令和3年度はコロナ禍により、1月29日にZoomを使ったオンラインで実施した。

学修成果に係る学科としての重要な取り組みとして、平成28(2016)年度のカリキュラム検討委員会設置があり、学修成果を学校教育法の規程「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」に照らし合わせ、定期的に点検を行っている。また、カリキュラムマップ・科目ナンバリング・カリキュラムツリーの作成、シラバスの調整など多岐にわたっての検討が進められてきた。さらに、カリキュラム検討委員会が全教科目のシラバスチェックを行い、不備がある場合は、担当教員に書き直しを求め、各授業科目の学修成果についてもシラバス作成時に見直しや点検が行われ改善がなされている。

学生の学修成果は、各科目においては、個人成績評価やGPAで査定している。そして、最終的には幼稚園教諭二種免許及び、保育士資格取得の有無が学修成果といえる。本学での学びが学修成果となるよう、短期大学設置基準(第4章教育課程)に照らし合わせて、成績判定・卒業判定を行うとともに、学修成果の点検も行っている。

[区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I -B-3 の現状＞

本学の三つの方針（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）は、以下のとおりである。

【アドミッション・ポリシー】

こども学科では、生命と人権を尊重するとともに、人とあたたかいかかわりのもてる人間性豊かな保育者を養成することを教育目標とし、以下のような資質を有する入学者を求めます。

1. 保育者（幼稚園教諭・保育士）になるという、明確な意思と目標を持っている人
2. 高校までの部活動・ボランティア活動等に積極的に取り組み、社会性を身につけている人
3. 他者への思いやりを持ち、人間関係を深めようと努力できる人

【カリキュラム・ポリシー】

1. 仏教的精神について学び、保育に応用するための科目を開設する
2. 社会人としての教養を涵養するための一般教養科目を開設する
3. 専門的な知識・技術をもって社会に貢献できる保育者育成のための科目を開設する
4. 表現力や協調性を確かなものにするための演習科目を開設する
5. 実習カリキュラムを段階的に組み立て、年間を通して実習指導科目を設ける

【ディプロマ・ポリシー】

卒業までに身につけるべきこととして、以下のことが求められ、所定の単位を修得したものには、卒業を認定し、短期大学士（保育学）の学位を授与する。

1. 保育に関する専門的知識と技術を習得し、実践の場で活用・応用できる力を身につける
2. 保育職の社会的役割について認識し、保育に専心しようとする職業観をもつ
3. 専門を越えて学び、広い視野でものごとを捉えることができる
4. 多様な人々と交流することに努め、協働的関係を築くことができる
5. 豊かな感性と教養を身につけ、自ら問題解決に当たることができる

教育目標である人間性豊かな保育者を養成するため、建学の精神に基づき、三つの方針を関連付け、一体化している。

これらの方針は、自己点検・評価の観点を踏まえて年度末に点検し、調整を行っている。三つの方針の策定に関しては、入試委員会とカリキュラム検討委員会が中心となり組織的に検討協議し、教授会に審議事項として上程して、学長がこれを決定している。

教育目標に沿ったアドミッション・ポリシーを定めるとともに、カリキュラム・ポリシーに基づいて作成されたカリキュラムに沿った教育活動を実施している。また、カリキュラムマップには、科目ごとにディプロマ・ポリシーのどの項目と関連しているのかを示している。これによって学生は、各科目の到達目標がそれぞれどのディプロマ・ポリシーに示された能力に結びついているかを知ることができる。したがって、本学の教育活動は三つの方針を踏まえて実施されているといえる。

三つの方針の表明については、学内においては、シラバス・キャンパスガイドに掲載されているものを新入生ガイダンス、在学生ガイダンス等において、学生に対して具体的な意味・解釈を説明し、周知徹底を図っている。また、保護者にも入学式後に行われる説明会の中で、内容について説明をしている。令和2(2020)年度は、コロナ禍により入学式後の保護者説明会は実施できなかったが、ホームページ、大学案内に掲載するとともに、進学説明会・オープンキャンパス等においても表明している。なお、令和2(2020)年度はオンラインおよびハイブリッド形式でのオープンキャンパスを行い、ホームページ上に大学説明の動画を載せることで、学外に表明した。さらに、毎年行われる高等学校教員対象説明会においても、教務委員長が詳細な説明を行っている。しかし、令和3(2021)年度はコロナ禍により実施できなかった。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

1. 教育目的・目標、学修成果、三つの方針について、これまで検討を重ねてきた基本的部分を核として、時代や現実に沿ったものとするために組織的な点検を継続していく。
2. 学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているかの点検について、今後もさらに検討していく必要がある。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

表現活動発表会「ラ・ネッサンス」は、学生の学修成果を学内外に発表するための足利短期大学の一大イベントである。当日に向けての計画作成から準備、当日の発表、そして振り返りに至る中で、学生が大きく成長する機会となっている。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

自己点検評価は、自己点検・評価委員会を中心に「自己点検・評価委員会規程」に基づいて行われている。規程には「委員会は足利短期大学全学科の校務に係る総括的な事項についての自己点検・評価を行い『自己点検・評価報告書』を発行するとともに改

革・改善を推進する」「足利短期大学教職員の教育能力向上のため、FD活動を推進する」とある。本学では毎年「自己点検・評価報告書」を作成、公開している。

令和3(2021)年度については、委員長(学長)、学科長(教務委員長を兼務)、学生委員長、事務長の4名が委員を担当した。なお、自己点検・評価活動に関しては、後述のとおり、全教職員が関与し、日常的にそれを行っている。

自己点検・評価委員会は、毎月1回の定例の委員会、及び必要に応じて臨時の委員会を開いて自己点検・評価を実施している。また、学校法人足利大学では、学園長、理事長、各学園の所属長(学長、副学長、学部長、校長、園長)と事務局長で組織する学園改革推進委員会(資料 学校法人足利大学学園改革推進委員会規程)を毎月開催しているが、その会議を通して中長期計画に対してPDCAサイクルに基づき自己点検・評価を行い、課題と改善箇所を検討、確認している。

また本学は、前記の中長期計画に基づき、年度ごとに「事業計画」を立案し、実行している。そして、1年間を通して当該年度の活動状況について、自己点検・評価を行い、その内容を年度末に自己点検・評価報告書として整理、次年度の事業計画書作成の基としている。その際、年度事業計画に関しては、「事業計画に対する項目評価チェックシート」を用いて計画の達成度を測っているが、達成度を高い順からA~Dの4段階で評価している。そして、その結果を次年度の事業計画に反映させている。これは、教職員全員が年間事業計画を認識、一丸となって計画に取り組むためでもある。

さらに本学では、教員個々の自己点検として、すべての教員に対し「目標確認シート」の提出を求め、教育、研究、大学運営、社会貢献などについて、①今年度の課題、②目標とする成果、③達成状況、④今後の課題への取り組みなどの自己評価の実施を求めると共に、目標設定が低い、あるいは達成状況が思わしくない教員に対しては、学長が面接をし、改善を求めている。

FD活動としては、内規に基づくFD研修会の開催、公開授業の実施、授業アンケートの実施、足利短期大学の教育等に関するアンケートの実施(卒業年次生・卒業生・就職先・事務室)を行っている。

令和3(2021)年度は、FD研修をより計画的に実施することとし、計3回開催した。1回目は令和3(2021)年5月に教育・保育実習担当委員会からの提案で、「指導案作成の指導について」と題した研修会を実施した。開催目的は、保育実習時の指導案の充実、及び学科内における学生への指導内容の統一を図ることである。

2回目は、令和3(2021)年10月に「ハラスメント研修会」を実施し、大学で起きがちなハラスメントに関して注意喚起を促した。

3回目は、令和4(2022)年1月に「研究倫理と倫理審査」と題し、こども学科で必要とされる「人を対象としたアンケート調査」への対応の確認を行った。

公開授業は、平成26(2014)年度から平成29(2017)年度の間、実施期間を徐々に延ばし、平成30(2018)年度からは後期だけではなく、前期の公開授業も行うようにした。令和元(2019)年度は、前後期とも実施期間を2週間とした。結果としては前期の参観科目数9、参観延べ人数11名、後期は参観科目数9、参観延べ人数10名であった。なお、平成28(2016)年度からは非常勤教員の授業参観も可能としており、平成29(2017)年度は3名の教員が参観したが、平成30(2018)年度、令和元(2019)

年度は参加者がいなかった。

令和 2 (2020) 年度については、コロナ禍のため、前後期とも LMS を活用した遠隔授業を受講することで授業参観とした。しかし令和 3(2021)年度については、コロナ禍の落ち着いた後期においては対面授業を参観した。

学生による授業アンケートは、学生が忌憚なく意見を記入できることを前提として実施している。アンケートの集計は外部業者に委託しているが、集計結果を基に各教員が報告書を作成、自己点検・評価委員会で報告、意見交換を行い、授業改善に活かしている。また報告書は図書館で保管し、閲覧希望者には教員、学生を問わず公開することとしている。

令和 3 (2021) 年度も申し合わせに従い全科目で実施し、各専任教員は集計表と報告書を学科内の全教員に配布した。なお、非常勤教員担当科目の集計表と報告書については自己点検・評価担当職員が配布した。自己点検・評価委員はすべてに目を通し、問題があると判断した場合は担当教員と面談をするとともに、改善策の提出を促した。

また、平成 29 (2017) 年度からすべての集計表と報告書をファイルして講師控室に設置したことで、非常勤教員が常に閲覧可能となっている。なお、令和 2 (2020) 年度より、アンケート結果をホームページで公開するようにした。

平成 30 (2018) 年度に初めて実施した「足利短期大学学修行動調査」について、令和元 (2019) 年度は前期の 7 月に 1、2 年生全員を対象に実施した。平成 30 (2018) 年度は無記名で行ったが令和元 (2019) 年度は記名式とし、学生の成績と学修行動調査の関連について調査した。なお令和 2 (2020) 年度より、1 年生が半期を過ぎた後期に行うことに変更、また従来紙対応であったものをオンライン対応として実施している。

本学では、本学での学修成果を確認するため、「卒業年次生を対象とした足利短期大学の教育等に関するアンケート調査」を行っている。その結果を集計し、自己点検・評価委員会で検討している。さらにその分析結果を教授会において報告することで、学科教員全員で確認、問題点について検討し、その後の教育、学生指導等に活用している。

その他、「卒業生に関するアンケート調査」、「就職先からみた足利短期大学こども学科卒業生に関するアンケート調査」を実施し、本学の教育についての点検・評価を行い、教育に活かしている。また、「学生による事務室に関するアンケート調査」も実施し、その結果は事務長を中心に事務職員で共有して学生の教育環境充実のための改善をしている。

「卒業生に関するアンケート」の内容や配布方法については毎年工夫をしているが、返送率が低く令和元 (2019) 年度は、32% (平成 30 (2018) 年度は 12%) であった。そこで令和 2 (2020) 年度から、これまで前年度の卒業生だけであったものを前年度と前々年度の卒業生を対象にし、かつ紙による回答方式であったものを Web 回答方式として実施している。しかし、回答率の増加は見られず、今後の課題である。

「就職先からみた足利短期大学こども学科卒業生に関するアンケート調査」については、調査対象をこれまでと同様、幼稚園・保育所(園)・施設・認定こども園とし、アンケート内容についてもこれまでと同様とした。教育内容を充実させるために、今

後ともこれらアンケート内容や実施方法について検討していく。(資料 令和 3(2021)年度足利短期大学こども学科卒業生に関するアンケート調査、令和 3(2021)年度就職先からみた足利短期大学こども学科卒業生に関するアンケート調査、令和 3(2021)年度事務室アンケート調査)

本学は、学校教育法第 109 条に則り、定期的な自己点検・評価活動として、ほぼ毎月自己点検・評価委員会を開催し、長所や問題点、課題等を明らかにしている。そして、それら結果を報告書として毎年度作成し、本学ホームページを通じて、広く社会に公表している。

報告書作成に当たっては各委員会で PDCA を行った上で、執筆は委員長を中心に各委員が担当するため、全教職員が関与しているといえる。自己点検・評価委員会は提出された報告を精査し、報告書を完成させると共に、課題についてまとめ次年度の改善策を求めている。各委員会では自己点検・評価委員会の指摘のもと、次年度の活動に取り上げ改革・改善に活用している。

高等学校等の関係者の意見聴取については、本学の附属高校である足利短期大学附属高等学校、及び教育連携協定を結んでいる栃木県立足利清風高等学校との連絡会議、学校評議員連絡会、授業連携等を通して実施している。

足利短期大学附属高等学校とは、両校の所属長、教務担当等で、毎年度初めに連絡会議を開催、両校の教育方針やそれぞれの機関の問題点や課題について意見交換を行っている。また、令和 2 (2020) 年度より、入学前教育として実施してきた模擬授業に高校教員に参観してもらい、実施授業についての講評をいただくこととしている。

足利清風高等学校については、令和元 (2019) 年度は学長、令和 2 (2020) 年度より学科長が評議員を務めており、同高校の学校評議員連絡会において意見交換を行っている。また、同高校においては、本学教員が非常勤講師として授業を担当しており、授業を通して情報交換を行っている。

本学では、主に以上の 2 校との交流から得られる意見を自己点検・評価に活用している。

また、令和 2 (2020) 年度に、栃木県保健福祉部指導監査課による「指定保育士養成施設に対する指導調査」が実施され、指定保育士養成施設の運営について、概ね適正な運営が行われていることが認められた旨評価を得た。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学修成果を焦点とする査定 (アセスメント) の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学生の学修成果の査定 (アセスメント) は授業実施において重要なことと捉え、三つ

の方針に基づき、機関レベル（短期大学全体）、教育課程レベル（学科）、科目レベル（各授業科目）の3段階で学修成果を評価する方法をアセスメント・ポリシーとして、以下のとおり定め、点検している。

	入学時	在学时	卒業時
機関レベル	各種入学試験 調査書等の記載内容 志願理由書 面接内容等	修得単位数 学修行動調査	学位授与数 進路状況 就職率 専門就職率 進学 卒業年次生アンケート 就職先アンケート
教育課程レベル	各種入学試験 調査書等の記載内容	修得単位数 GPA 学修行動調査 資格取得状況 休学率 退学率	学位授与数 単位取得率 資格・免許取得率 卒業年次生アンケート
科目レベル	各種入学試験 調査書等の記載内容	成績評価 学外実習評価 授業アンケート	

まず、科目レベルの学修成果を焦点とする査定としての成績評価は、「平常試験」「定期試験」「レポート課題」「実技」「提出物」「授業態度」等で測定し判定を行っている。また、評価方法についてはシラバスにその旨を明記している。各教員は、シラバスの到達目標を視野に入れた課題設定や小テスト実施、レポート課題などを学生に課し、それについて教員からもフィードバックすることで日常的に学修成果を測定できるように努めている。

学修成果の獲得に繋がる評価の方法として、全学生に対する「授業アンケート」を、前・後期共にすべての科目において必ず実施している。教育の向上・充実のため、授業アンケートの結果は、各担当教員にフィードバックされ、教員は、その結果に基づいて報告書を作成し、自己点検・評価委員会に提出する。各報告書は、自己点検・評価委員会において精査し、必要に応じて、学生からの意見や評価についての改善策を教員から聞き取り、改善を促している。

令和2（2020）年度は、授業アンケートの設問内容を点検し、科目の特性に合わせて、「講義・演習」「実技・保育教材研究」「教育方法論・教育の方法と技術・情報処理・実習研究・実習指導」「遠隔授業」の4種類を作成して実施した。

教育課程レベルの学修成果を焦点とする査定においては、修得単位数とともに『授

業科目修了の認定に関する規程第 6 条』(授業科目修了の認定に関する規程)に示すとおり、GPA 制度による成績評価も併せて行っている。さらに、足利短期大学学修行動調査を実施し、学生の成績評価と学修行動について調査し、その結果を教育に活かしている。

機関レベルの学修成果を焦点とする査定として、「卒業年次生を対象とした足利短期大学の教育等に関するアンケート調査」を実施し、教育の向上・充実に努めている。また、「就職先からみた足利短期大学こども学科卒業生に関するアンケート調査」を実施し、就職先から卒業生の学修成果に関して意見を聞き、教育の向上・充実に役立てている。令和 3 (2021) 年度は、就職先からみた足利短期大学こども学科卒業生に関するアンケート調査のみ例年どおり郵送で行い、その他のアンケートは Google Form を用いて Web で実施した。

最終的な機関レベルでの査定は、学位授与数と専門就職率(幼稚園・保育所(園)・認定こども園・福祉施設への就職率)が学修成果の査定であると考えている。

教育の質保証・質向上と充実に関しては、自己点検・評価委員会が中心となり、常に点検見直しを行っている。アセスメント・ポリシーを基に、科目レベルから機関レベルに至るまで PDCA サイクルでの改善は全学的に取り組まなければならない課題であると考えている。

また、教務委員会が教務担当職員とも連携を密に取り、短期大学設置基準等の関係法令の変更等を適宜確認し、検討を重ねることで法令遵守に努めている。また、不明な点については、担当機関に確認しながら検討を進めている。法令遵守及び改善のための変更については、運営委員会の議を経て、教授会に審議事項として上程して、学長がこれを決定している。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

1. 本学の附属高校である足利短期大学附属高等学校及び教育連携協定を結んでいる栃木県立足利清風高等学校と、連絡会議、学校評議員連絡会、模擬授業等を通して情報交換を行い、自己点検・評価に高校関係者の意見を取り入れている。しかし、こども学科 1 学科の単科短期大学である本学の内部質保証のためには、より多くの高校からの意見を取り入れると共に、本学の幼児教育への取り組み、及び幼児教育に携わるものが高校時代にどのような準備をする必要があるかを高校側に伝え、理解していただく必要がある。
2. コロナ禍により、令和 2 (2020) 年度より遠隔授業を取り入れた。遠隔授業のためには LMS を導入したわけであるが、授業アンケートでは遠隔授業に対して概ね良好な結果が得られている。しかし、対面授業に劣る面も多々あることも分かった。コロナ禍が収束した際には、授業形式は基本的には対面授業とし、必要に応じて遠隔授業を取り入れるなど、より多くの学生が満足する授業とするための教育環境の整備や各教員の更なる努力が必要である。
3. 本学では、機関、教育課程、科目の 3 レベルの 3 段階でアセスメント・ポリシーを定め、その手法として各種のアンケート調査を実施し、自己点検・評価に活用している。しかし、卒業生に関するアンケートの回答率を向上させるための取り組みが

必要など、PDCA サイクル活用上の改善が必要である。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

コロナ禍により、学内のいろいろなイベントが制限を受けている。しかしその様な中で、仏教的情操教育の一環として実施している仏教行事であるが、Web を活用して実施できていることは評価に値すると考える。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

1. 建学の精神とその意味を学内に周知する

入学式、卒業式、ガイダンス、仏教行事等で学長より学生、教職員に講話を行っている。その他「以和為貴」の書額を会議室をはじめ各教室に掲げることにより、常に目にして意識づけができるように改善した。

2. 教育理念・目標について

教育理念・目標の書額を教室に掲げている。また、教育目的、目標については定期的に確認を行っている。

3. 学修成果の量的データについて

「授業科目修了の認定に関する規程」（資料 授業科目修了の認定に関する規程）において定めているが、シラバス記載内容により明確化している。

4. 大学間の相互評価について

実施する検討は毎年行われているが、相手校の選出までには至っていない。

5. 自己点検・評価報告書の作成

毎年作成、公開することとしている。

6. FD・SD 研修会、公開授業、アンケート等について

FD・SD 研修会については規程を定め、年に複数回実施している。また、公開授業については、令和 2（2020）年度は LMS を活用したオンライン公開授業も試みたが、令和 3（2021）年度は、コロナ禍が収まっている時期に対面授業の公開を実施した。各種アンケートについては Web アンケートを導入しその回答率のアップを図ったが、更なる改善が必要な状況である。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

1. 表現の異なる「教育目的」が複数見受けられる。学則に沿ったものに統一する。

2. 本学の授業時間の定義が不明瞭であり、明確にする。

3. シラバスの予習復習時間が不明瞭であり、明確にする。

4. 教職員の人数に対し、委員会が多く教職員の負担になっている。委員会の統合を図る。

5. 一事務員がアドミッションオフィスの役割を果たしており、改善が必要である。足

利大学の入試広報課と連携を図る。

6. 入学定員を充足しておらず改善が必要である。定員の見直しを図る。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学修成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

学位授与の方針及び学修成果は以下のとおりである。

【ディプロマ・ポリシー】

1. 保育に関する専門的知識と技術を習得し、実践の場で活用・応用できる力を身につける
2. 保育職の社会的役割について認識し、使命感をもって保育に専心しようとする職業観をもつ
3. 専門を越えて学び、広い視野でものごとを捉えることができる
4. 多様な人々と交流することに努め、協働的関係を築くことができる
5. 豊かな感性と教養を身につけ、自ら問題解決に当たることができる

【学修成果】

社会人・職業人として求められる汎用的学修成果

1. 幅広い情報を収集し、探究心を持って学び続けることができる
2. 年齢、性別、国籍、障害の有無を越えて、多様な人々と進んで交流する姿勢を持つ
3. 様々なコミュニケーションを獲得し、それを駆使して協働的関係を築くことができる
4. 感性豊かにものごとを捉え、ことばをはじめ多様な方法によって表現することができる
5. 多面的に物事を捉え、臨機応変に対応し、問題解決をはかることができる

現場に即応できる保育者に求められる専門的学修成果

1. 保育に関する専門的知識を理解し、具体的に説明することができる
2. 身につけた知識や技術を実践の場で活用・応用することができる
3. 保育職の社会的役割と使命について自覚している
4. 主体性をもって保育に取り組むことができる
5. 「こどもから学ぶ」という視点をもって、保育を実践することができる

6. 自らの保育実践を振り返り、評価し改善することができる

学位授与の方針は、カリキュラムマップでも示すとおり、それぞれの学修成果に対応している。所定の単位を修得し卒業要件を満たした学生には、短期大学士の学位が授与される旨を、『足利短期大学学則第 21 条』の規定に基づいて『足利短期大学学位規程』に明記している。（足利短期大学学位規程）

卒業の要件は、シラバス、及び『足利短期大学学則第 3 章 授業科目・履修方法及び卒業の要件』、『足利短期大学こども学科履修規程』に、成績評価基準においても『足利短期大学学則第 3 章 19 条・20 条・21 条』に明記され、幼稚園教諭二種免許状と保育士の資格取得の基準に関しては、『足利短期大学学則第 3 章 14 条・15 条』に明記している。

学位授与の方針は毎年度発行されるキャンパスガイドやシラバスに明記し、新入生ガイダンス及び在学生ガイダンスにおいて、学生への説明と確認を行っている。また、オープンキャンパスにおいても参加者を対象に、学科の教育目的・目標、学修成果を説明し理解を得るよう努力している。上記の説明事項については、ホームページ上にも載せ学外に表明している。さらに、全教員が学生生活や授業内において学位授与の方針を明示していくことについては、継続して努力を行っている。

本学科の学位授与の方針では「2. 保育職の社会的役割について認識し（以下略）」としており、特に「保育者論」「保育・教職実践演習（幼稚園）」等の科目で、「4. 多様な人々と交流することに努め（以下略）」では「教育実習」「保育実習」「教育方法論Ⅰ（多文化保育）」等の科目において社会的役割について学んでいることから、社会的・国際的に通用する内容が示されているといえる。

短期大学士の卒業認定・学位授与の方針については、教務委員会、自己点検・評価委員会において年度ごとに点検・見直しを行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準に則り体系的に編成している。
 - ② 学修成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学修成果の獲得を短期大学設置基準等に則り判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学修成果、授業内容、準備学修の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

- ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

こども学科教育課程は以下の教育課程編成・実施の方針を基に編成されており、卒業判定・学位授与の方針に対応している。

【カリキュラム・ポリシー】

1. 仏教的精神について学び、保育に応用するための科目を開設する
2. 社会人としての教養を涵養するための一般教養科目を開設する
3. 専門的な知識・技術をもって社会に貢献できる保育者育成のための科目を開設する
4. 表現力や協働性を確かなものにするための演習科目を開設する
5. 実習カリキュラムを段階的に組み立て、年間を通して実習指導科目を設ける

こども学科のカリキュラムは、社会人としての教養を涵養するための「一般教育科目」と、保育者としての専門性を養うための「専門科目」から構成され、2年間の履修によって、幼稚園教諭二種免許及び保育士資格を取得できるように編成されている。また、理論と実践の統合を図るために、講義科目においては、一方的な説明・解説に終始するのではなく、ディベート・ディスカッション・グループワーク・プレゼンテーションなどのアクティブラーニングを取り入れ、問題解決型の学修を行っている。保育技術科目においては、単に技術習得を目指すのではなく、技術・技能が保育実践を構成するものとして理論的位置づけや解説も行うとしている。それらを達成するため授業は講義・演習・実技の形態で行われ、理解しやすい授業科目を編成している。

科目とディプロマ・ポリシーの達成との対応については、カリキュラムマップにより、わかりやすく提示するとともに、科目ナンバリングとそれを基にしたカリキュラムツリーを提示している。さらに、CAP制を設けて単位の実質化を図り、年間において履修できる単位数の上限を54単位と定めている。（足利短期大学こども学科履修規程）

成績評価は、学修成果の獲得を短期大学設置基準に則り判定するとともに、シラバスに記載された評価の方法基準に沿って行われている。方法・基準は「平常試験」「定期試験」「レポート課題」「実技」「提出物」「授業態度」等が主な評価事項で、どの項目に重点を置くかは各科目担当教員に委ねられている。教員は初回授業開始時にシラバスをもとに成績評価のあり方について具体的に学生に説明するとともに、教育の質を保証するため各担当教員によって厳正な成績評価が行われている。また成績評価に付帯するものとして、キャンパスガイドに『授業科目修了の認定に関する規程』（授業科目修了の認定に関する規程）『授業回数及び欠席の取り扱いについて（申し合わせ事項）』を明示し、出席管理を厳格化している。さらに定期試験に関しては、『追試験に関する規程』（追試験に関する規程）『再試験に関する規程』（再試験に関する規程）を明示するとともに、時間を設け教務担当が「定期試験ガイダンス」を行い、学生に説明するこ

とで周知徹底している。

複数教員で担当する科目の成績評価においても、担当教員で評価内容を作成して基準を明確化し、成績評価を行っている。特にこどもと音楽（ピアノⅠ）、こどもと音楽（ピアノⅡ）の授業は、複数名で担当しているため、各月の初めの授業開始前に20～30分程度の授業前打ち合わせを行っている。打ち合わせの内容は、学生の授業の様子や進度、課題点などを共有し、改善に向けて共通理解を図るものである。また、年度末には、学生指導、規定曲・課題曲の見直し、次年度授業、評価の観点・割合などについて議論し、見直す機会を設けている。令和2（2020）年度は令和3（2021）年3月23日に打ち合わせ会を実施した。

また、GPA制度による成績評価も併せて行っている。令和元（2019）年度には、成績評価基準の平準化や授業難易度の改善を目的として、成績評価のガイドラインを示した。さらに、成績評価方法に関する申し合わせも策定して、成績評価の厳格化も図っている。

科目を担当する教員は、シラバスに「開講学年・時期」「授業科目名」「授業形態」「単位数」「資格」「評価方法・基準」「教科書」「授業計画（回数、内容）」「準備学修等（予習・復習とそれに要するおおよその時間）」等を明示し、「授業概要」では、「授業の内容・方法」や「到達目標」をわかりやすくまとめている。また、「担当者からのメッセージ」を設け、学生の学修意欲につながるよう記載内容を工夫している。科目担当者には、学修成果を踏まえた到達目標や準備学修について明確になるよう、また課題等に対するフィードバックを授業で行うことを依頼するとともにその旨を明記するよう、シラバスの原稿依頼を行っている。加えて、グループワーク、ディスカッション、ディベートなどのアクティブラーニング、準備学修等にかかると考えられる時間、リアクションペーパーの使用、及びオフィスアワーについてのシラバス上への明記を依頼するとともに、現場経験を有する教員には経験内容と担当授業との関連性についても記載するよう依頼している。さらに、各教員が作成したシラバスのすべてについてカリキュラム検討委員会が中心となってチェックを行い、不備がある場合は、担当教員に書き直しを求めている。

令和2（2020）年度からはLMS「manaba」を導入して、遠隔授業を実施した。遠隔授業を円滑に実施するため、教員に向けては、「教員用manaba使い方ガイド」、「教員用Zoomマニュアル」などの資料を配布し活用した。学生に向けては、「学生用manaba使い方ガイド」・「学生用Zoomマニュアル」を配布し、丁寧な説明を行った上で遠隔授業を実施した。遠隔授業に関しては、学生による授業アンケートを用いて対面授業との比較を行ったが、学生の満足度や理解度等、質的には大きな差異はなく、出席率に関しては、遠隔授業の方がやや高かった。さらに、保護者に向けてコロナ禍における本学の教育について、特に遠隔授業の方法などについてWeb説明会を実施した。この説明会に関するWebアンケートを実施し、保護者からの意見を聴取して改善に取り組んだ。

遠隔授業の出欠確認については、『遠隔授業科目の欠席の取り扱いについて（申し合わせ）』を策定し、厳密に行っている。また、遠隔授業をより円滑に、より質を高めるため、年度途中でも改善を重ねてきた。さらに、令和2年（2020）度末にはFD研修

として「遠隔授業の効果と課題について」を実施し、専任教員全員で遠隔授業についての振り返りと課題解決のための取り組みについて議論を行い、改善に努めている。

教員の採用は、『足利短期大学教員選考基準』により適切に行われている。教員の科目担当は業績（採用時の履歴書・研究業績・資格・社会的活動等）をもとにして適切に配置しており、これについては毎年度定期的見直しを行っている。令和 2（2020）年度からは、各教員が「ティーチング・ポートフォリオ」を作成し、自己点検・評価委員会がこれを管理するとともに、カリキュラム検討委員会と協議の上、教員の適切な配置に努めている。

時代や社会の変化と共に入学する学生も年々変化しており、基礎的学力や人間関係能力等の向上が求められている中、カリキュラム検討委員会においては、教育課程の見直し等についても検討を重ねている。平成 29（2017）年、30（2018）年度には教職課程再課程認定、保育士養成課程の見直しに伴って、本学の教育課程についても見直しを行い、平成 31（2019）年度の入学者から新しい教育課程に基づいた授業を実施している。なお、令和 3（2021）年度には、再課程の申請を行い、認可を得た。

本学は、通信による教育を行う学科・専攻課程を有していない。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

本学では、教養教育におけるカリキュラム改革を時代の変化に柔軟に対応させながら進めてきた。『短期大学設置基準第 5 条第 2 項』や大学審議会答申（「21 世紀の大学像と今後の改革方策について－競争的環境の中で個性が輝く大学－」）等で示された大学教育の新たな方向性に沿って、一般教育科目に加え、基礎科目としての「初年次教育講座」と発展科目としての「基礎演習」を開設した。これらの科目を通して、社会人としてのマナーを備え、深い見識を身につけた社会人として学生を送り出すため、基礎学力・一般常識の徹底と、キャリア教育を行ってきた。しかしながら、「初年次教育講座」は単位化されていなかったため、出席率が低いことが課題であった。そのため令和 2 年度は、単位化されていなかった「初年次教育講座」と単位化されている「基礎演習」を一体化し、内容を精査したうえで初年次教育を行うための単位化科目として「基礎演習」を設定した。

教養教育としての「仏教学」は、仏教的情操豊かな人材を育成することを目的とした授業である。また、「国語表現法」は、学生の日本語の基礎力、文章表現力、口語表現力を向上させることを目的とした授業である。さらに、様々な人々と関わるための「手話コミュニケーション」、「教育方法論Ⅰ（多文化保育）」、幅広い教養を身に着けるための「文学」、「美術」、「心理学」を選択科目として配置している。加えて、豊かな人間性

と物事を総合的に判断する能力を養うとともに、メディア・リテラシーを高める教育も行っている。

これらの教養教育は、保育者養成のための専門教育の基盤として捉え、学生を保育者として社会に送り出すことを念頭に置いた編成になっており、教養科目と専門科目との関連は明確である。

また、教養教育の評価は、学生の学修成果の評価としての成績評価、学生による授業アンケートにより行い、改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

こども学科には、教職員の連携組織として「進路委員会」が設置されている。月に1度開催される委員会では、職業教育を含めて、様々な問題についても定期的に討議を行っている。また、その委員が中心となって、職業教育としての「進路指導講座」を開講している。この講座は、1年次後期及び2年次前期に開講され、学生一人ひとりの社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる態度を育てることを通して、キャリア発達を促している。

さらに、本学には進路相談室が設置され、進路相談室専任職員（兼務職員）が配置されており、学生の就職、その他の進路相談に個別に応じている。

本学科は保育者養成の学科であり、教養教育を基盤として保育者としての専門性を育成し、その上で職業への接続を図っており、職業教育の実施体制は明確である。

「進路指導講座」の効果の測定・評価は、卒業年次生学生を対象とした足利短期大学の教育等に関するアンケート調査により行われており、改善に取り組んでいる。しかし、この講座は単位化されていないため、学生の受講率が低いのが現状である。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学修成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学修成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。

- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

こども学科の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は以下のとおりである。

1. 保育者（幼稚園教諭・保育士）になるという、明確な意志と目標を持っている人
2. 高校までの部活動・ボランティア活動等に積極的に取り組み、社会性を身につけている人
3. 他者への思いやりを持ち、人間関係を深めようと努力できる人

これらの方針である、「保育者になるという明確な意思と目標をもっている」ことが、こども学科が掲げる「現場に即応できる保育者に求められる専門的学修成果」に直結するものであるといえる。また、「社会性を身に着けている」「人間関係を深めようと努力できる」は、「社会人・職業人として求められる汎用的学修成果」と深く結びついており、入学者受け入れの方針は学修成果に対応しているといえる。

これらの方針は、学生募集要項に掲載し、オープンキャンパスや進学説明会、学校見学会においても説明をしている。

入学者選抜に関しては、学校推薦型選抜入試Ⅰ期・Ⅱ期、公募推薦型入試Ⅰ期・Ⅱ期、内部特別選抜入試、一般選抜入試Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期、社会人入試、総合型選抜入試（前期・後期）を行っている。こども学科の学校推薦型・公募推薦型入試選抜方法は調査書と個人面接及び口頭試問である。入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）の内容に沿って調査書内容の点数化をするとともに、面接でもその内容を確認していることから、この方針は、入学前の学修成果の把握・評価を明確に示しているといえる。一般選抜入試方法はⅠ期は国語の学力試験を行いⅡ期・Ⅲ期では小論文を行っている。その他個人面接を行い、調査書とともに参考にしている。社会人入試は面接のみである。前期総合型選抜入試は面接日 6 回、学校推薦型選抜・公募推薦型選抜入試 2 回、内部特別選抜 1 回、後期総合型選抜入試については 5 回、一般選抜入試 3 回を計画した。結果、推薦入試 1 回、内部特別選抜入試 1 回、前期総合型選抜入試 1 回を実施した。前期総合型選抜入試はエントリー方式で、2 名の面接員が面接を行う過程で十分な意思疎通を図り、出願をする選抜方法を取っている。後期総合型選抜は入試相談票と面接による点数化した入試方法である。いずれの入試においても入学者受け入れの方針に対応する質問を行っている。内部特別選抜入試、学校推薦型選抜入試、公募推薦型選抜入試、総合型選抜入試、一般選抜入試、それぞれの選考基準を設定し、公正かつ適正な選抜を実施している。

授業料、その他入学に必要な経費については、オープンキャンパスや進学説明会に

において、特に保護者を対象として具体的な項目や金額、徴収する時期などを一覧にして説明している。保護者からは、「具体的なことがわかる」とよい評価を得ている。

本学の入試関連業務は、入試委員会と事務局の協同行い、アドミッション・オフィスの役割を担っている。定期的開催する入試委員会において、学生募集・選抜にかかる検討を行い、学生募集から入学選抜に一貫して対応できるようにしている。

また、入試担当職員は、学生募集から評価にいたるまでの入学者選抜実施体制の充実や強化のため、アドミッション・オフィサーとしての責務を果たしている。

受験生又は保護者や高校生からの問い合わせについては、入試事務担当職員が丁寧に対応し、必要に応じて入試担当教員がその対応を行っている。

入学者受け入れの方針は、連携協定を結んでいる足利短期大学附属高等学校との連絡会議、及び交流会の中で意見を聴取している。

【区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学修成果は明確である。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学修成果に具体性がある。
- (2) 学修成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学修成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

こども学科の教育課程の学修成果はすべて「～説明することができる」、「～活用することができる」、「～持つことができる」、「～続けることができる」、「～改善することができる」、「～表現することができる」というわかりやすい言葉で表わされており、具体性があるといえる。

また学修成果に基づき各科目の到達目標がシラバスに明示されている。各教員はシラバスにそれぞれ担当する教科目ごとに授業の目的・内容・到達目標を具体的に示し、表記するとともに、担当者からのメッセージを掲載することにより、学生の学修意欲にも繋がるよう工夫している。また、準備学修等を記載することによって、その授業の到達目標を達成可能・獲得可能なものにできるよう配慮している。

さらに、シラバスには授業の評価方法・基準も明確に示し、学生が理解しやすいよう配慮している。明示内容は、「平常試験」「定期試験」「レポート課題」「実技」「提出物」「授業態度」等で、科目担当教員がそれぞれ設定し、その評価方法の割合を示している。2年間で幼稚園教諭二種免許・保育士資格と二種類の資格を取得できるよう無理のない編成となっている。

平成 29 (2017) 年度から令和 3 (2021) 年度の免許資格取得率は次のとおりである。

	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度
両 免 取 得	77.2%	73.2%	88.5%	89.7%	67.7%
幼稚園教諭二種免許取得	83.3%	85.9%	90.2%	91.2%	69.2%

保育士資格取得	83.3%	78.9%	91.8%	89.7%	81.5%
卒業生	66名	71名	61名	68名	60名

資格取得を目指す学生の79.3%（平成29（2017）年度から令和3（2021）年度の平均）が二つの資格を取得し、84.0%（平成29（2017）年度から令和3（2021）年度の平均）が幼稚園教諭二種免許、85.0%（平成29（2017）年度から令和3（2021）の平均）が保育士資格を取得して卒業していることから学修成果は達成可能・獲得可能であるといえる。しかしながら、令和3年度は、卒業時に資格取得を断念する学生が、幼稚園教諭二種免許では約3割、保育士資格では2割程度存在している。

学生の資格取得率向上のため、必要に応じ開催している学科会議の中で、学生の出席状況や学びの様子等を専任教員全員で確認し合い、指導につなげている。また、非常勤教員との連携が必要な科目については、定期的に学生の意欲や状態について確認し合い、学生の単位未修得を未然に防ぐように努力している。非常勤教員には、教授者便覧「授業欠席の取扱い及び指導について 5」に従って、欠席の多い学生や問題のある学生の状況について、講師控室に常置している「教務連絡票」に記入の上、事務室教務係への提出をお願いしている。提出された教務連絡票の写しは教務委員に届けられ、教務委員が当該学生への指導を行い、改善を促している。

こども学科の「現場に即応できる保育者に求められる専門的学修成果」は、専門的な知識、技術の理解、それを実践の場で応用できるなどの内容を含んでいることから、学生の専門職としての就職率は教育課程の学修成果に直結するものとなっている。平成29（2017）年度から令和3年（2021）度の就職内定者の専門職への平均内定状況は、93.4%であり、このことから学修成果は一定期間内で獲得可能であるといえる。

平成29（2017）年度から令和3年（2021）年度の就職希望者の専門職への就職内定率は次のとおりである。

	平成29 (2017)年度	平成30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度
幼稚園	8.9%	8.5%	5.1%	3.2%	7.3%
保育所（園）	39.3%	35.6%	33.9%	38.7%	25.5%
認定こども園	30.4%	33.9%	32.2%	38.7%	43.6%
福祉施設	16.1%	15.3%	20.3%	17.7%	12.7%
老人施設等	0%	0%	6.8%	0%	0%
一般	5.4%	6.8%	1.7%	1.6%	9.1%
一般	0%	0%	0%	0%	1.8%

専門職就職率	94.6%	93.2%	91.5%	98.4%	89.1%
--------	-------	-------	-------	-------	-------

学修成果をもとに、各授業内容の見直しや到達目標の再検討を行い、各教科における学修成果の査定を進めている。学修成果は測定可能であるよう内容を考えており、

各教科において、客観的データとして「平常試験」「定期試験」「レポート課題」「実技」「提出物」「授業態度」等の査定をそれぞれの教科で行うとともに、学生の学びの記述（リアクションペーパー）、ポートフォリオ評価、ルーブリック評価などを用いて量的・質的に測定をしている。各教科内にとどまらず、教科間との関連については、カリキュラム検討委員会が、カリキュラムマップ・科目ナンバリング・カリキュラムツリーを作成し、キャンパスガイドに掲載して活用を促している。これにより、2年間の学びがどのように深まっていくかを学生自身が把握しやすいようになっている。

就職先からみた足利短期大学こども学科卒業生に関するアンケート調査では、就職先から卒業生の学修成果に関して測定を行っている。

また、教育課程における学修成果を質的に測定する具体的な方法については、令和2（2020）年7月2日に、帝京大学高等教育開発センター長である井上史子教授による「ルーブリック評価の基本的考え方と手法」についてのFD研修を行い、各教員が学修成果の質的測定法についてさらに深めていく手法を学んでいるところである。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学修成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学修成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

学修成果の獲得状況として、GPAによる成績評価、幼稚園教諭二種免許取得率、保育士資格取得率、単位取得率、インターンシップ参加率、大学編入学率、卒業率、専門就職率等を活用している。また、学生による授業アンケート、卒業年次生を対象とした足利短期大学の教育等に関するアンケート調査、就職先からみた足利短期大学こども学科卒業生に関するアンケート調査などを行うことで、学修成果の獲得状況の把握に取り組んでいる。学生による授業アンケートには、学生自身の授業への取り組み姿勢を自己評価する内容が含まれており、学生自身も自己評価することができる。

学生の業績の集積（ポートフォリオ）については、科目の特性を活かして実施されている。例えば、「こどもと表現」、「こどもと造形」、「教育の方法と技術Ⅱ（造形）」の科目などでは、学生一人ひとりが授業の資料や調べたこと、授業の振り返りを記入し、進捗と達成度が自覚できるようにしている。その他の科目においても制作物や学修物のファイリングなどの方法で、学修業績の集積と評価ができるようにしている。

また、「保育・教職実践演習（幼稚園）」の科目では、「学びのカルテ」を作成し、学生自身が保育・教職に係る各種項目について、現状評価・目標値・最終評価と改善状況を記入し、自己の学びの達成度が自覚できるようにしている。

なお、学修成果を評価するための各種アンケート調査の結果は、すべてホームページ上で公表している。

〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学修成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

本学では、前年度の卒業生が就職した幼稚園・保育所（園）・認定こども園・福祉施設への訪問を毎年5月末から6月に実施し、就職先からの卒業生の様子を聴取するとともに、可能であれば卒業生本人とも面談を行っている。このことから、本学は卒業後の指導がきめ細かいと、就職先から高い評価を得ている。しかしながら、令和2（2020）、令和3（2021）年度はコロナ禍により就職先への訪問は実施できなかった。

また、卒業後の就職先へのアンケート調査も行っている。本年度のアンケート調査としては、令和2（2020）年度卒業生（令和3（2021）年3月17日卒業）を対象に、卒業後約1年を経た令和4（2022）年2月に就職先の施設長宛てに調査用紙を送付し、回答を得たものである。本学は保育者養成校であるためアンケート調査対象の就職先については、幼稚園・認定こども園・保育所（園）・福祉施設としている。令和2（2020）年度卒業生就職先の内訳は、幼稚園 3.2%（前年度 5.1%）、保育所（園） 38.7%（同 33.9%）、認定こども園 38.7%（同 32.2%）、福祉施設 17.7%（同 20.3%）、老人福祉施設及び一般 1.6%（同 8.5%）であり、アンケート調査対象は令和元（2019）年度卒業生の専門就職先であり、全体就職先の 91.5%である。

内容は「卒業までに身につけていたかどうか」の観点から、幼児教育施設では16の質問項目、福祉施設では13項目となっている。その他「本学の教育についての意見や要望」を自由記述する形式である。

令和3（2021）年度の回答率は82.5%（令和2（2020）年度72.5%）であった。

これらの結果と課題を、自己点検・評価委員会で検討した上で、教授会で報告し、教職員全員で共有するとともに今後の学生の学びへと還元している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

1. 学修成果に対応した学位授与の方針を在学時の目標としている学生の割合を把握する必要がある。
2. 学生生活や授業内において、全教員が学位授与の方針を明示する必要がある。
3. 成績評価基準の組織的な事後チェックを行う必要がある。
4. 学生がシラバスの内容を理解し、学修成果に繋がるよう継続的に提示し説明することが必要である。
5. 進路指導講座の受講率を高め、職業教育のさらなる充実を図る必要がある。

6. 保育者養成校として教育の質を守りつつ、学生の変化を踏まえた学修成果の見直し及び授業改善をしていく必要がある。
7. 学修成果の獲得状況の評価を量的・質的データに基づいて、さらに充実させる必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

こども学科では、体系的な教育課程を明確化するために、学修成果の達成にどの授業科目が寄与するかを示した「カリキュラムマップ」、履修系統図である「カリキュラムツリー」を作成しており、学修内容の順次性や科目間の関連性、学修構造を俯瞰している。

なお、教職課程再課程認定、保育士養成課程の見直しに伴って、カリキュラムを見直し、平成 31（2019）年度からは新教育課程に基づいた授業を実施している。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学修成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学修成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学修成果の獲得状況の評価している。
 - ② 学修成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学修成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学修成果を認識して、学修成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学修成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学修資源センター等の専門的職員は、学生の学修向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学修資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

『足利短期大学学位規程』に記されている短期大学士の学位授与方針と教育理念、教育目標等に対応したカリキュラムが編成されており、各科目担当教員は「授業科目修了の認定に関する規程」に則り成績評価を行っている。成績評価の方法・基準は、「平常試験」「定期試験」「レポート課題」「実技」「提出物」「授業態度」等で、これらの項目への比重は各科目担当教員に委ねられ、授業の形態（講義・演習・実技）によっても異なっている。この評価方法はシラバスやキャンパスガイドに明記して学生に周知し、教員は適宜、学生の学修成果状況を把握するよう努めている。

カリキュラム検討委員会が、質保証のためのカリキュラムの検討を継続的に行っている。また、カリキュラムマップを作成し、科目ごとに、ディプロマ・ポリシーのどの項目を達成することができるかを示している。学修成果の達成状況の把握・評価については、カリキュラムマップを活用した具体的方法を検討している。さらに、科目ナンバリングとカリキュラムツリーを作成することで、教育課程の構造をわかりやすく提示している。

専任教員と非常勤教員は、FD 活動の一環として、学生による授業アンケートを定期的に受けている。授業アンケートの評価結果は、教員にフィードバックされ、教員はその結果を認識するとともに、授業改善と教育能力の向上に努めている。各報告書は、自己点検・評価委員会において精査し、必要に応じて、学生からの意見や評価についての改善策を教員から聞き取り、改善を促している。また、「卒業年次生を対象とした足利短期大学の教育等に関するアンケート調査」を行い、その結果を専任教員に提示し、その問題点について検討して改善に繋げている。

専任教員と非常勤教員が連携して授業を展開していく科目が数科目ある。こどもと音楽（ピアノⅠ）、こどもと音楽（ピアノⅡ）の授業は、複数名で担当しているため、各月の初めの授業開始前に 20～30 分程度の授業前打ち合わせを行っている。打ち合わせの内容は、学生の授業の様子や進度、課題点などを共有し、改善に向けて共通理解を図るものである。

このように専任教員と非常勤教員が共担する科目においては、次年度授業の計画、今年度授業の反省・評価、次回への改善などを検討する時間がそれぞれに十分とられ、情報の共有や協力・調整を常に図っている。また、専任教員で共担している多くの科目についても、授業前に毎回打合せをする時間を設け、授業内容事前準備の確認を行い、意志の疎通や協力・調整を図っている。

年度末には、専任教員・非常勤教員が一堂に集まり「教員打合せ会」を開催し、各教員間で学生の状況や教育方法、授業内容等の情報共有を行い、調整が図られている。学生の学びをよりよいものにするため、専任教員・非常勤教員間の情報共有は重要であり、教育方法及び授業内容等の見直しを継続的に行っている。令和 3（2021）年度もコ

コロナ禍により、Zoomを用いてのオンライン開催とし、令和4(2022)年3月24日に実施した。

また、教育力向上のため公開授業を行い、専任教員同士が互いの授業を参観し合うことで、わかりやすい授業内容・方法の工夫、改善に役立てている。令和3(2021)年度は公開期間(前期:6月28日~7月22日、後期:11月29日~12月24日)を設け、オンライン授業科目を教員が参観する形態を取った。公開授業を参観した教員は、参観した授業についての所感を参観記録に記入して、科目担当教員に提出したうえで意見交換を行い、自分の授業方法の改善に役立てている。

専任教員は、FD活動を通して、自らの授業・教育に関するあり方を振り返り、質の向上を目指している。この活動を通し、教員は授業・教育のあり方や教授方法について考え、よりよいものへと改善する努力をしている。令和元(2019)年度は、FD研修活動として、教務委員長による「成績評価の平準化について」、令和2(2020)年度は、帝京大学高等教育開発センター長である井上史子教授による「ルーブリック評価の基本的考え方と手法」、及び学内教員による「遠隔授業の効果と課題」を行った。

学科の教育目的・教育目標については、毎年度確認を行い、これらの達成状況は、幼稚園教諭二種免許と保育士資格の取得をもって把握・評価を行っている。

履修及び卒業に至る指導については、在学生ガイダンス(1日)及び新入生ガイダンス(毎年2日間であるが、令和2(2020)年度はコロナ禍により1日のみ実施)を実施し、履修手続きの方法、卒業や資格取得に必要な単位数等を細かく指導している。令和3(2021)、令和4(2022)年度の新入生ガイダンスは、新型コロナウイルス感染防止対策として、学生が密集しないよう2つのグループに分け、2教室で、令和4(2022)年3月30日と31日の2日間の日程で実施した。このガイダンスでは、履修から卒業に至るきめ細かな指導に加えて、遠隔授業に係る指導も丁寧に行った。また、4月5日、6日を遠隔授業のための準備日程として設定し、新入生がZoom接続を試したり、遠隔授業全般に関する不安や疑問等に応えるなどの個別相談を実施した。

その他にも定期試験実施直前には、教務委員による定期試験ガイダンスを実施している。また、本学科では学生をグループに分け担当教員を1名配属し、学生一人ひとりの履修状況を把握し、状況により随時個人指導を行っている。各グループ担当教員は月に1~2回のグループミーティングを実施し、学生の状況把握に努めるとともに、個別指導も行っている。令和2(2020)、令和3(2021)年度はコロナ禍により、各教員がZoomあるいは、広い部屋を使用しての対面によるミーティングを開催し、学生の状況把握と学生支援を行った。オンラインでのミーティング実施にあたり、令和2(2020)年9月30日には、情報処理教員による「Zoomを使ったグループミーティング(学生支援)」についてのSD研修を行った。

また、成績の発表と共に単位を修得できなかった学生を全教員が把握し、教務委員又はグループ担当教員が保護者を含めて履修及び卒業までの助言等を個別に行っている。さらに、2年次生については、グループ担当教員と保護者との三者面談を実施し、学生生活・学修状況・進路についての相談を行っている。令和2(2020)、令和3(2021)年度はコロナ禍の影響で、対面での面談に変えて電話による面談も実施した。これらことから、全教員は履修に関する項目だけではなく、学生や保護者の対応を含めた

助言や指導を行うことができ、卒業に至るまで手厚く指導している。

事務職員は、学修成果獲得に必要な学修環境確保のための「学生による事務室に関するアンケート結果」に基づき、学生の意見を真摯に受け止め、可能な限り学生の要望に応えるよう改善している。また、良好な評価についても更なる向上を図り、学修成果の獲得に貢献している。

事務職員は、教育目的・教育目標の達成状況の把握について、教務担当・実習担当の各業務において、多彩な授業や教育・保育実習における体験の機会提供に携わり、幼稚園教諭免許と保育士資格の取得に係る事務処理を担当し取得状況を把握している。

事務職員は、学修成果獲得に必要な学修環境確保のための「学生による事務室に関するアンケート結果」に基づき、学生の意見を真摯に受け止め、可能な限り学生の要望に応えるよう改善している。また、良好な評価についても更なる向上を図り、学修成果の獲得に貢献している。(令和3年度 学生による事務室に関するアンケート結果)

事務職員は、教育目的・教育目標の達成状況の把握について、教務担当・実習担当の各業務において、多彩な授業や教育・保育実習における体験の機会提供に携わり、幼稚園教諭免許と保育士資格の取得に係る事務処理を担当し取得状況を把握している。(令和3年度 卒業判定資料)

事務職員は、学修成果獲得に必要な学習環境確保のために、履修登録・授業管理・成績管理等の教務業務、学生生活・健康指導・学生相談・奨学金等の学生業務、実習施設の調整等の実習業務、就職支援等の進路業務など、担当ごとに教員と協働しながら業務にあたり、学修成果の獲得に貢献している。

令和3(2021)年度はコロナ禍のため、一部の授業科目を遠隔授業で実施することにより、遠隔授業(オンデマンド型)としてLMS「manaba」を、遠隔授業(同時双方向型)としてビデオ会議システム「Zoom」を導入し、授業実施に向けたシステムの構築や教員用「manaba」使い方ガイド及び学生用「manaba」使い方ガイドの作成等、導入から授業実施に至るまでの工程と運用及び管理を事務職員が担当し、学修成果獲得に必要な学習環境を確保するとともに、学修成果の獲得に貢献した。(教員用 manaba 使い方ガイド、教員用 Zoom マニュアル、学生用 manaba 使い方ガイド、学生用 Zoom マニュアル)

事務職員は、教育目的・教育目標の達成状況の把握について、教務業務、実習業務の各業務担当において、多彩な授業や教育・保育実習における体験の機会提供に携わると共に、卒業年次となる2年次生については、年度当初の履修登録後及び前期成績発表後に、学籍管理・履修管理・成績管理等の教務業務を行う教務情報処理システムの機能により卒業仮判定処理を行い、学生の卒業見込み、幼稚園教諭免許取得見込み、保育士資格取得見込み状況を把握している。このシステムにより、事務職員は卒業仮判定処理の結果を閲覧することにより、教育目的・教育目標の達成状況を把握し、各担当する業務に反映している。さらに、幼稚園教諭免許と保育士資格の取得申請に係る事務処理も担当していることから、最終の資格取得状況を把握している。

事務職員は、教務担当を通じて、ガイダンスや事務室窓口にてキャンパスガイドや

シラバスに掲載の資料を基に履修の説明及び指導を行うと共に、授業の管理、適正な成績評価と管理など学修の支援を行っている。さらに、学生担当を通じて、奨学金・保育士修学資金・高等教育の修学支援新制度等のガイダンスや事務室窓口にて説明及び指導を行うと共に、学生寮・学生駐車場等の管理など経済面や学生生活の支援を行っている。令和3（2021）年度はコロナ禍により、ガイダンス時の説明に遠隔授業（オンデマンド型）のLMS「manaba」の説明、及び遠隔授業（同時双方向型）のビデオ会議システム「Zoom」の説明と「Zoom」接続テストをより詳細に行い、学生の理解を深めた。（キャンパスガイド2021、シラバス2021、学生用manaba使い方ガイド、学生用Zoomマニュアル）

令和3（2021）年度はコロナ禍により、学生支援緊急給付金等の募集が行われ、本学公式ホームページ、LMS「manaba」内の電子掲示板、AJC連絡メール、GSuite Gmail及び郵送による通知にて、全学生及び保護者に周知を図り、応募学生に対して支援を行った。

事務職員は、学生の成績記録を授業科目修了の認定に関する規程に基づき、教務情報処理システムにより適切に管理保管している。

本学附属図書館では、図書館事務に関わる職員（以下図書館職員と記す）1名を配置している。日常的な図書の閲覧・貸出に関わるサービスとともに、図書の照会・検索等のレファレンスサービスを実施し学生の学修支援を行っている。

コロナ禍における取組みとして、館内の換気や消毒作業を行うことに加え、図書館開館日やイベント、貸出・延滞状況等の告知をLMS「manaba」により速やかに行い、遠隔授業等で利用できる貸出用ノートパソコン20台を準備し、学修の利便性を図っている。

本学所蔵の図書は、コンピュータによる図書館管理システムにデータ入力済みであり、足利大学附属図書館（大前図書館、本城図書館）との3館合同HPの「OPAC(Online Public Access Catalog) クイックサーチ」から蔵書検索可能となっている。

各教職員には、コンピュータとメールアドレスが与えられており、授業の資料提示や作成及び短大運営に関する情報共有等に活用している。また、令和2（2020）年度より、LMS「manaba」やビデオ会議システム「Zoom」を導入し、遠隔授業や学内会議等でもコンピュータを活用している。

PC室に40台の学生用の最新ノートパソコンを令和元（2019）年度末に設置し、授業での利用のみならず授業時間外でも利用できるよう開放している。なお、利用には学生固有のIDを設定し適切に管理している。さらに、令和2（2020）年度後期に学内使用を想定した学生貸出用モバイルノートパソコンを20台準備している。学内の主要教室にはWi-Fi環境が整備されており、令和3（2021）年度前期授業開始時より、情報処理Ⅰ及び情報処理Ⅱの授業においては、学生の密集を回避するために、モバイルノートパソコンとビデオ会議システム「Zoom」を活用し、PC室と隣接する教室に分かれて授業を受講している。

教職員は、学内会議や研修会等において、ビデオ会議システム「Zoom」を恒常的に使用することにより、コンピュータ利用技術の向上が図られている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学修成果の獲得に向けて学修支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学修、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学修の動機付けに焦点を合わせた学修の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学修支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学修上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学修支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学修上の配慮や学修支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学修成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学修支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

入学手続き者には合格通知と共に「入学の手引き」を送付し、情報提供と共に特にピアノの学修について説明している。また、入学前教育として4回の入学前教育講座を行っている。例年第1回は、1・2年次生による「表現活動発表会（ラ・ネッサンス）」の鑑賞と感想記入、第2回、第3回は、いずれも2科目の模擬授業の受講とピアノ指導、第4回は、学生生活についての説明（諸手続きについて、学内見学）を行い各種情報の提供を行ってきた。しかし、令和元（2019）年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第3回・第4回は中止となった。令和3（2021）年度は、令和4（2022）年2月12日及び3月5日に模擬授業とピアノ指導、3月25日に学生生活の説明の計3回の入学前教育を実施した。令和3（2021）年度の入学前課題として、①課題図書 요약と意見のまとめ、②一般常識問題集実施、③実習希望先選び、④ピアノの実力別課題曲の練習を課した。

さらに、学修成果の獲得に向け、内容の具体的説明や教務全般、履修手続き方法（科目選択等）、学修方法等については、新入生ガイダンスや在学生ガイダンスにおいて教務担当教員・職員が資料（キャンパスガイド、シラバス、時間割、学事日程等）を配布しながらわかりやすい説明を行っている。加えて、1年次に開講される授業において、2年間で2つの資格取得を目指すための履修方法やシラバスの読み方等について、各教員がさらに説明を行い、学びの見通しや学びに対する姿勢を確認している。多くの

学生は卒業と共に幼稚園教諭二種免許と保育士資格を得ており、学科としても両資格の取得を推奨している。しかしながら、学びの内容に難しさを感じ途中で意欲が低下する学生もおり、進路変更に伴い、卒業のみを目的とする学生がやや増加しているのが現状である。

学修成果の獲得に向け、毎年度キャンパスガイドやシラバスの見直しを行っている。科目名「こどもと音楽（ピアノⅠ）」においては、ガイダンス時に基礎調査を行い、個人の技術レベルを確認・把握し、入学後のクラス分け等授業に反映させている。また、1年次より実習が開始されるため、実習に関連する科目においては、実習開始までに必要な知識や学力（日誌記入上の漢字、文章表現力等）が不足している学生を把握し、随時個別指導を行っている。教務委員会では、学生の欠席状況を常に確認し、その都度個別に指導するとともに、学期末には単位未修得となった学生名とその科目数の確認を行い、各専任教員に周知するとともに個別指導を行っている。

学生の学修支援、生活サポート体制として、本学科はグループ担当制度をとっている。学生は各専任教員のグループに所属し、教員は入学後の学修意欲や姿勢、態度、履修状況を定期的に確認するなど状況を把握し、随時個別指導を行っている。グループ活動としては月に1～2回、昼食時に集まり、学生一人ひとりの様子を把握している。学修上の悩みのみならず、学生生活におけるあらゆる悩みを打ち明けられる雰囲気づくりを心掛け、オープンに研究室を訪問できる環境を整えている。

平成28（2016）年度からは、専任教員のオフィスアワーを設け、学生の心理的側面を含めて、入学から卒業までを総合的にサポートしている。平成29（2017）年度からは、非常勤教員にもオフィスアワーを設けている。

なお、オフィスアワー以外でも、各教員の研究室に学生が気軽に訪問できるようにしていることから、学生の学修における悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制となっている。

入学者の基礎学力や学修意欲には差があるが、本学科では、GPAが2.80以上の優秀学生に対する学修支援として、履修登録単位数の上限を超えて履修登録ができることとしている。

留学生の受け入れ及び留学生の派遣は行っていない。

学生の学修成果の獲得状況は、成績評価、単位取得率、資格取得率等、並びに各種アンケートを用いて把握し、教授会で各教員が共有し、学修支援方策を点検している。また、必要に応じて開催している学科会議において、学生の学修成果の獲得状況について共有し、学修支援方策としての指導へとつなげている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学修成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。

- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学修（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学修を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援を行うための教職員組織として、学生委員会がある。学生委員会は本学教員6名、事務職員1名の計7名で構成されており、学生生活全般の状況の把握と学生指導を行っている。

クラブ活動、学園行事など、学生が主体的に参画する活動は学生自治団体である足利短期大学学友会が中心となって実施している。これらの活動に関しては、学長が任命した専任教員が顧問となり運営指導に当ることによって支援体制を整えている。令和3（2021）年度のクラブ・同好会は、文化部4、体育部4の計8団体があり、これらのクラブ・同好会は専任教員が顧問を務めている。学生の所属加入率は文化部26.8%、運動部45.6%で、円滑な活動を図る目的として部費・援助金の交付をしている。

学生委員会は、毎年10月には教職員と学生による避難訓練を行っている。令和3（2021）年度は耐震工事の関係で12月に実施した。栃木県は令和元（2019）年10月に激甚災害及び特定非常災害に指定された「令和元年東日本台風」の被害を受け、足利市は令和3（2021）年3月に山火事被害も受けている。そのため、学生たちは“災害は常に身近なもの”として取り組んでいる。

学生食堂は2号館1階、本城本館2階の2ヶ所に設置し、どちらも委託業者による昼食の提供が行われている。しかし令和2（2020）年度以降は、コロナ禍の影響により2号館1階の食堂は営業を自粛して、本城本館2階のみの営業となった。

キャンパス・アメニティとして、学生会館の1階に学生のロッカー室、2階に学生ホール、足利大学生協短大店、学友会室、3階はクラブ・同好会室を設置している。学生ホールには飲料用自販機に加え、パンや菓子類などの軽食用自販機も設置している。また本城本館3階のオープンスペースにも、自動販売機、テーブル、イス、ソファを設置して、休憩、食事、学修と幅広く使用できるようにしている。その他、1号館4階にある屋上庭園には、ベンチ式ガーデンテーブルセットを設置している。また令和元（2019）年度より1階の保健実習室にテーブルとイス、図書館にも多機能チェアとデスクを新しく設置して、学生生活の充実を図っている。

宿舎が必要な学生に対しては女子学生寮を設置している。その他、事務職員が地元不動産業者からの情報や資料を整え支援を行っている。また平成25（2013）年度より

一人暮らしの学生に対する懇親会を開催している。足利での生活に役立つ情報の提供や、一人暮らしの学生同士の親睦と情報交換等を通して、一人暮らしの不安を軽減する支援を行っており、令和3(2021)年度は5月と11月と1月の3回実施した。11月には、実際に学生食堂で使用できる「食サポ」チケットを配布している。また12月には教職員より食料の募集を行い、一人暮らしの学生も含めた生活に困窮している全学生を対象に食料支援を行った。

スクールバスについては本学最寄りのJR足利駅及び東武線足利市駅から本学近隣まで、朝：登学時2便と、夕方：降学時3～4便の運行がされている。また自動車通学を希望する学生に対しては、学生駐車場を用意している。その他、通学のための便宜を図ることから、原動機付き自転車・自転車通学者のための駐輪場を設置している。

本学は、奨学金等の学生に対する経済的支援制度として、報奨的な特待生制度と経済的支援のための奨学金制度を設けている。はじめに特待生制度であるが、これは「こども学科2年次生」を対象に前学年の学業成績・人物共に優秀な学生を選考により決定し、特待生として表彰すると共に授業料の一部34万円を免除するものである。その他、日本学生支援機構奨学金をはじめ、本学独自奨学金として和田奨学金、兄弟姉妹奨学金がある。

奨学生に対しては、奨学金の推薦時や次年度継続時の判定のため、学生委員会に所属する教員が分担して個別面接を行っている。成績不振の奨学生に対しては、日本学生支援機構からの『警告』通知等を手渡しするとともに、一人ずつ励ましの言葉をかけ、勉学への意欲を促している。

また、保育士を目指す保育士養成施設の在籍生を対象に、各自治体が修学資金を貸付ける保育士修学資金貸付制度があり、こちらは卒業後保育士登録を行い、貸付を受けた自治体の保育所(園)等に継続して就業することで返還が猶予され一定年数を経ると返還免除となる。

本学独自の制度である和田奨学金は平成11(1999)年より第4代 和田良信 理事長の寄附等を原資とし、最終学年に在籍し、学業への意欲や能力を十分に持ちながら経済的な理由により、授業料納付が困難な学生を対象に、卒業年次の授業料納付金を原則無利息で貸与される制度である。さらに本学独自の奨学金制度として兄弟姉妹奨学金がある。学校法人足利大学傘下の各校(園)に同一家族における複数の学生・生徒・園児が同時に在籍する場合、2人目以降の授業料等の半額を支給する制度である。

また緊急的な措置として、新型コロナウイルス感染拡大による影響で、経済困難な状況にある学生が、学びを継続できるように、令和2(2020)年度に続き、令和3(2021)年度も学生支援緊急給付金(「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』)が給付された。

保健室は短大1号館及び本城本館に設置されており看護師・養護教諭の資格を持つ職員が担当している。学生の健康管理については学校保健安全法に基づき、健康調査と定期健康診断を実施するとともに、インフルエンザ等の感染症罹患状況も把握している。

メンタルヘルスケアやカウンセリングは、公認心理師の資格を持つ看護学部と兼任の2名の非常勤の専門カウンセラーが担当している。毎週火曜日の12:00～18:00、毎週

金曜日12:00～18:00の時間で行い、場所は1号館3階の学生相談室である。利用の際はカウンセリング希望申込書を記入し、担当者確認後、保健室もしくは事務室より面談日が学生に連絡されるという方法をとっている。さらに令和3（2021）9年度はコロナ禍の影響もあり、電話による受付・対応も行った。

ハラスメントに関する相談は「足利短期大学ハラスメント対応規程」をもとに、男性、女性より各1名ずつ計2名の教員がハラスメント相談員として対応して、その防止に努めている。特に重大な事案については、ハラスメント対応委員会を招集し事実関係の解明と救済措置を行っている。

学生生活に関する学生からの意見や要望を聴取するため、「AJC VOICE」という意見箱を設置している。これは、投書により学生の「声」を聴くものである。意見箱に入れられた意見や要望は、事務長がその内容を確認し、個人情報を守秘するとともに、投書者が不利益や損害を被ることのないよう十分に配慮したうえで、対応を行っている。

留学生の受け入れは行っていない。

海外研修については、希望者を募り実施してきた。そのため、希望者が海外研修最小催行人員を下回った場合は実施していない。令和3（2021）年度はコロナ禍の影響により実施しなかった。平成30（2018）年度の海外研修は、台湾の台北市に赴き台湾の保育について学んだ。学生たちは、台湾の保育制度について事前学習を行った上で、保育施設や児童館を見学するとともに、国立台北北護理健康大学の嬰幼兒保育学部の学生と交流を行った。また、台湾博物館の見学をとおして、日台関係や台湾の歴史、生活文化を学んだ。

本学では社会人特別選抜入試制度を設けており、申し出により既修得単位認定を行わない社会人学生の学修支援に対する体制を整えている。

本学は、障がい者の受け入れのため、構内のバリアフリー化が進められおり、各館にエレベータ、スロープを設置するとともに、車いす対応のトイレも設置している。

本学は現在、長期履修生受け入れのための体制は整えていない。

学生の社会的活動に対する評価は、学内掲示で全学生へ紹介し、優れた活動に対しては足利短期大学特別表彰内規に基づいて、事前周知するとともに、全学生の集う仏教行事において表彰を行っている。しかし令和2（2020）年度からは、コロナ禍の影響により表彰者のみを集めて行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学では専門委員会の1つに進路委員会が設置され就職支援を実施している。(足利短期大学進路委員会規程・退出) 進路指導の重要性を鑑み、毎年1・2年次生のクラス顧問も進路委員会に加わり、教員4名、事務職員2名(内1名は進路相談室専従職員)の構成で進路委員会を組織している。進路委員会では定例会議を開催しており、令和3(2021)年度は11回開催し、進路に関わる諸問題について協議した。就職状況を共有するため、後期において内定状況及び学生の就活状況に関する詳細な資料をもとに、学生個々の状況に対応できるような就職支援を行っている。

本学では、進路委員会とともに1年次はグループ担当、2年次はゼミナール担当教員が就職支援においても重要な役割を果たしている。グループ・ゼミナール担当教員は、履歴書の添削から就活上の悩み相談、就職情報の提供など、進路委員会と連携して様々な支援を行っている。毎年(9月以降)の教授会においても、内定状況ならびに学生個別の就活状況について説明し、それを基にグループ・ゼミナール担当教員が学生の個別事情に即した支援が実施できるよう支援している。さらに、進路相談室でデータ化した求人情報は、全教員に送付され、進路指導の際の参考資料として活用している。

グループ・ゼミナール担当教員は学生が2年次に進級した4月中旬から5月下旬を中心に、三者面談の機会を設け、学生の希望、保護者の進路に関しての意向、学生と保護者の意思の疎通が図られているかなど確認し把握している。なお、本年度はコロナ禍の影響により、保護者の希望に合わせて三者面談と電話による面談を併用して行った。その結果、保護者との連携がとれ、個別の状況把握と確認が進むとともに、保護者・学生・教員との相互理解が図られた。

就職支援において進路相談室の役割は大きく、その支援活動も多岐にわたっている。具体的には、以下の7項目である。

1. 求人情報の管理及び提供
2. 就活に関する個別相談・支援
3. 応募書類等の作成及び手続き等に関する指導・支援
4. 就職試験・面接に関する指導・支援
5. 内定者に対する支援・指導
6. 卒業生に対する就職支援
7. 就職関連資料・書籍の整備等

現在、進路相談室専従の職員は1名であるが、各学生の就活行動・状況を把握した上で、個々の学生への進路支援を行っている。進路相談室では、本学に寄せられた求人票を掲示するとともに、情報をデータベース化し、進路相談室内に設置したPCでも閲覧できるようにしている。データ化した求人情報を全専任教員にメール配信することで、最新の求人情報をもとに就職指導が行えるように図っている。

(1) 就職に関わる資格取得と教育課程

本学では、教育目標の1つに保育者の養成を掲げており、幼稚園教諭二種免許及び保育士資格が取得可能な教育課程を編成している。また、これらの資格に付加する資格として、レクリエーションインストラクターの資格取得もできる。

成績不良等の事由により 2 年間で免許・資格の取得に至らなかった学生については、職業適性の問題から自ら進路変更した場合を除いて、卒業後に科目履修という方法があることを説明している。(足利短期大学科目等履修生規程)

(2) 進路指導講座の開講

本学では、就職活動準備時期と言われる 1 年次後期より就職活動本格期である 2 年次前期に、進路指導講座を開講している。令和 3 (2021) 年度は、コロナ禍の影響で 2 年次生 13 回、1 年次生 12 回の講座開催であった。緊急事態宣言や蔓延防止措置期間もあることから対面だけでなく zoom 等を使用した遠隔での講座も実施し、講座の充実に努めた。

(3) 就職試験対策

進路担当教員とともに、グループ・ゼミナール担当教員が、履歴書の添削、筆記試験及び面接指導等の就職試験対策を行っている。

令和 3 (2021) 年度も、幼稚園・認定こども園・保育所(園)・施設・一般企業ごとの就職者数だけでなく、内定率の月別推移数、就職ならびに就活状況について全体的傾向を把握し就職支援にあたった。進路担当教員が、常に学生の就職活動進捗状況を確認し、その内容を専任教員へと共有することで、就職活動のサポートに役立てている。

2 年次への進級時に実施する進路希望調査において、就職希望とともに進学希望の有無を調査している。進学希望が出された場合は、進路担当教員又はグループ・ゼミナール担当教員が進学先の選択から入学又は編入に関する手続き、試験・面接に関する指導など様々な形で支援している。令和 3 (2021) 年度の進学者はなかった。

本学では創立時より現在に至るまで留学生を輩出していないため、留学支援の実績はない。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

1. 常に、学内の通信環境の整備やコンピュータを活用した教育方法や業務運営を進めている。そのため、教職員には定期的に研修会を行いその活用を促している。
2. 近年、学びの内容に難しさを感じ、途中で意欲が低下する学生が増えている。そういった学生へのフォローと、進路変更による卒業のみを選択する学生に対する就職支援等のサポートの充実が必要である。
3. コロナ禍の影響もあり、令和 2 (2020) 年度・令和 3 (2021) 年度は、サークル活動、行事等、学生生活を充実させられなかったため、今後はコロナ状況下も見据えた学生生活の充実を図っていく必要がある。
4. 就職に影響を与える保育士修学資金貸付制度に代表されるように、学生の各種奨学金の給付・貸与状況など、教員間でのさらなる情報共有の充実が求められる。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

本学独自の学生支援として挙げられるのが、グループ担当制と毎年行われる三者面談である。

グループ担当制は、学生を 5~7 名のグループで分け、教員 1 名が担当する学生支援のシステムであり、学生の個別相談に対応している。少人数制なので学生との信頼関

係も築きやすく、学生も相談しやすい環境となっている。定期的に「グループミーティング」と呼ばれる時間を設けてメンバーが集まり、学生の様子の確認や、メンバー同士の交流が図られている（令和 2（2020）年度、令和 3（2021）年度はコロナ禍の影響で、Zoom によるグループミーティングとなった）。

しかしそういったタイミングとは別に、学生が担当教員の研究室を訪れ相談をすることもある。特に効果を発揮しているのが、入学直後と進路変更時、就職活動時である。入学直後、新入生は初めての短大生活ということと、友人関係も限られているという状況から、なかなか学生生活を円滑にスタートさせることが難しい学生もいる。そのため、グループ担当教員がそのサポートを行い学生生活のスムーズなスタートを促している。また進路変更時であるが、こちらは非常にプライベートでデリケートな部分が含まれる問題であり、信頼関係の確立している教員が対応することが望ましい。またそういった問題は対応する側に一貫性と秘匿性が求められるため、グループ担当教員が対応している。同様に、就職活動も第三者的視点と一貫性をもったサポートが必要となるため、こちらも対応している。

担当教員は“学生がどうしたらより良い方向へ進めるか”を大切に考えながらサポートを行っており、上記の内容に対して、グループ担当制は一定の成果を発揮している。

三者面談は、先述のグループ担当の教員が、担当学生とその保護者とともに面談を行う。保護者も交えながら、学生の生活面や進路についての相談や今後の方向性をサポートしている。毎年 4 月中旬～5 月下旬にかけて、学校全体として三者面談を行っているが、（先述の進路変更時など）それとは別に学生の状況に応じて適宜行っている。（令和 2（2020）年度、令和 3（2021）年度の三者面談は、コロナ禍の影響もあり、電話での面談を行った）。

また、保護者ともしっかりと連携をとることの必要性が求められている。様々な事情を抱えた家庭や、そういった状況の確認や把握を踏まえずに、学生支援を行うことは難しくなっており、本学では、そういった部分のフォローとサポートをグループ担当制と三者面談によってカバーしている。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

1. 学修成果と授業科目との関連を視覚的表示

カリキュラム検討委員会を立ち上げ検討を行うとともに、教務委員会と連携して取り組んできた。その結果、学修成果に基づいた各科目の到達目標がシラバスに明示され、科目とディプロマ・ポリシーの達成との対応について、わかりやすく提示するカリキュラムマップを作成した。

2. 学修成果の量的・質的データに基づいた評価

アセスメント・ポリシーを作成し、それに則り科目レベルから機関レベルを通して

行っている。また、学修成果の評価のための各種アンケート調査により得られた結果は、自己点検・評価委員会で分析の後、教授会で報告し、各教員が学修成果の点検と教育指導に活かしている。また、学生の業績の収集（ポートフォリオ）及びルーブリック分布の活用は、科目の特性に応じて行っている。

令和元（2019）年度には、成績評価基準の平準化や授業難易度の改善を目的として、成績評価のガイドラインを設定するとともに、成績評価方法に関する申し合わせも策定して、成績評価の厳格化も図っている。

3. カリキュラムのさらなる高度化

平成 28（2016）年にカリキュラム検討委員会を立ち上げ、教務委員会と連携してカリキュラムの見直しを行ってきた。平成 29（2017）年度以降、教職課程再課程認定、保育士養成課程の見直しに伴って、教職課程の見直しを行い、平成 31（2019）年度の入学者から新しい教育課程に基づいた授業を実施している。令和 3（2021）年度には再課程認定の事後調査を申請し、認可を得た。

シラバスの充実

シラバスには学修成果を踏まえた到達目標を明確に載せるとともに、「担当者からのメッセージ」欄を設け、学生の学修意欲につながるようにしている。さらに、アクティブラーニング、リアクションペーパーなどの有無、現場経験を有する教員の経験内容と担当授業の関連性、オフィスアワーについても記載している。各教員が作成したシラバスのすべてについて教務委員が中心となってチェックを行い、不備があれば担当教員に書き直しを求めている。

4. 事務職員における学生の学修成果獲得に向けた責任

SD 研修については、系列の足利大学の教職員と合同に研修を行うなど、教職員の能力及び資質向上への取り組みを重ねるとともに学生の学びに還元している。また、学内 LAN やコンピュータの利用を通じて、教育や業務運営の効率化を図ってきたが、令和 2（2020）年度からのコロナ禍も一因となって、遠隔授業の実施はもちろん、Web 上でのアンケート調査など、効率化が進んでいる。

5. 入学者受け入れ

アドミッション・ポリシーを学修成果と関連付けた内容に改めるとともに明確化し、さらなる入学者定員の確保に向け全教職員が努力をしている。

6. 進路支援

就職先からみた足利短期大学こども学科卒業生に関するアンケート調査を実施して、専門就職先である幼稚園・保育所（園）・認定こども園・福祉施設などからの卒業生の学修成果について聴取している。その結果を、自己点検・評価委員会で精査するとともに、教授会に提出して全専任教員で共有し、学生の学びに還元している。

7. 学生支援

平成 30（2018）年度の本城本館完成に伴い、生協等の各店舗、駐輪場、駐車場の利用場所は増えた。利便性の向上のため、さらなる改善に取り組んでいる。

日本学生支援機構の奨学金の他、栃木県で保育士修学資金貸付制度が導入され、他県の制度とともに学生への貸付が行われ、多くの学生が利用している。そのため、学生の利用状況・現状を教員間でよく把握し、より適切な学生への対応に努めている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

1. 学生の業績の収集（ポートフォリオ）、ルーブリック分布等をさらに活用して、学生の学修成果獲得につなげていく。
2. 学修成果の量的・質的データに基づいた評価のさらなる充実を図り、その結果を学生の学修成果獲得につなげていく。
3. 再課程認定の事後調査に向けてカリキュラム検討委員会が中心となって、カリキュラムの見直しと教員配置を行い、申請の上、認定を得る。
4. SD 委員会は、教職員個々の熟度や教務内容に応じた研修会等を開催し、教育や業務運営の更なる効率化を図る。特に、ICT に関する研修会を重ねる。
5. 学生委員会は、学生における各種奨学金の利用状況を把握し、教員間で共通理解を図り、学修指導及び就職指導につなげていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼任）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

専任教員は、令和3（2021）年5月1日現在では12名のうち教授4名、准教授3名、講師4名、助教1名が在籍している。こども学科は、短期大学設置基準の定める専任教員数（[イ] こども学科8名、[ロ] 3名）以上を満たしている。（令和3年度足利短期大学教職員名簿）

職位の決定については、人事委員会で審議され短期大学設置基準に準拠した「足利短期大学教員選考基準」により決定される。また、教員の学位や研究業績、その他経歴等は情報の公開に基づきホームページで公開され、その学位記等の写しが事務室にてファイルされている（学位・資格・免許等綴）。履歴事項に追加・変更がある場合は随時報告を求め、履歴事項の変更届を提出し、法人本部へ報告される。

専任教員及び非常勤教員の募集に際しては、カリキュラム検討委員会にて、教育課程の編成や法令等に基づき、適切な教員配置が行えるよう確認されている。また、高度な専門知識を有する者を採用し、すべて人事委員会でその経歴・研究業績や教科担当にふさわしいかが審議され、教授会で報告されている。

専任教員及び非常勤教員の採用については、「足利短期大学人事委員会規程」「足利短期大学教員選考基準」により、人事委員会でその経歴・研究業績や教科担当にふさわしいかが審議されている。また、専任教員の昇任についても、「足利短期大学教員の昇格に関する推薦基準の申し合わせ」により、人事委員会にて審査されている。（足利短期大学人事委員会規程、足利短期大学教員選考基準、足利短期大学教員の昇格に関する基準の申し合わせ）

現在のところ補助教員等配置の必要は無く、従って配置されていない。

教員の新規採用については、欠員が生じた場合必要に応じて学長が法人本部と協議

し、承認を得たのち公募する。応募者については、学科内で審査ののち学長が人事委員会に諮問する。諮問を受けた人事委員会は、委員会を招集し、「足利短期大学教員選考基準」により審査し、結果を学長に答申する。答申を受け、学長は教授会の議を経て法人本部に採用申請し、理事長の決裁となる。昇任については、「足利短期大学教員の昇格に関する推薦基準の申し合わせ」及び「足利短期大学教員選考基準」により適切に審査され、それぞれの基準を満たしていると思われる場合は、学長へ推薦される。学長は、それを受け人事委員会へ諮問する。人事委員会では内容を審査し適格者であれば学長に答申し、学長は教授会の議を経て法人本部へ昇任の申請を行う。(足利短期大学教員選考基準、足利短期大学教員の昇格に関する基準の申し合わせ)

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学修成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員は、カリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を担当するために任用しており、その専門分野はこのポリシーに合致している。そのため、教員はこのポリシーに基づく研究活動を行っており、それぞれの専門分野に関連した学会や団体に所属し、研究成果の発表や演奏会等を行っている。教員は、それらの成果を学生への教育に還元している。

専任教員には個人研究費として一律 30 万円が配分され、学会参加費や旅費、研究図書、消耗品の購入ができその研究活動を補助している。

教員個々の研究活動については、「情報の公開」に基づきホームページにて公開している。また毎年発行される研究紀要でも研究活動を公開している。(足利短期大学研究紀要第 42 巻第 1 号)

科学研究費補助金その他外部研究費の獲得は令和 2（2020）年度代表者 1 件、分担者 4 件である。今後も獲得を増やしていくことを奨励していきたい。（令和 3 年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）交付申請書）

研究活動に関する規程は定めていないが、その成果は毎年発行される研究紀要に掲載し、研究業績としてホームページで公表している。

毎年、足利大学・足利短期大学「公的研究費」に係る研究倫理・コンプライアンス教育研修会にて、研究倫理を遵守するための SD 研修を行っている。（令和 3 年度 SD 研修一覧、令和 2 年度 SD 研修一覧、令和元年度 SD 研修一覧）

専任教員には個人研究室が与えられ、いつでも研究できる環境を確保している。また、教員には研究日が週に 1 日設けられ、個人研究活動にあてている。

専任教員の留学や海外派遣は過去に無く、規程の整備はされていないのが現状である。

FD 活動については、自己点検・評価委員会により「足利短期大学 FD 活動内規」に基づき令和 3（2021）年度研修計画を定め実施している。令和 3（2021）年度の FD 研修会は 3 回実施し、指導案作成の指導については令和 3（2021）年 5 月 26 日に、ハラスメント研修は令和 3（2021）年 10 月 7 日に、研究倫理と倫理審査は令和 4（2022）年 1 月 27 日に実施した。（FD 研修綴、足利短期大学 FD 活動内規）

また、その他の FD 活動として、学生による授業アンケートは非常勤教員も含む全教員が毎学期ごとに行い、その結果は科目担当教員に通知され、それを基に担当教員は授業アンケート報告書を提出し、いずれも図書館及び講師室にて公開されている。その他教員相互が自由に参観できる公開授業期間や、卒業年次生を対象とした足利短期大学の教育等に関するアンケート調査及び卒業生に関するアンケートも実施し、アンケート結果を基に短期大学全般の改善に努めている。（学生による授業アンケート、授業アンケート報告書、令和 3 年度 卒業年次生を対象とした足利短期大学の教育等に関するアンケート調査結果、卒業生に関するアンケート結果）

関係部署との連携については、定例の運営委員会を開き教員間で問題の共有をし、必要に応じて各委員会等と連携しつつ学修成果の向上に努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学修成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学修成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-3 の現状＞

事務組織は、事務室 6 名（兼務事務長除く）、図書館 1 名、用務 1 名と足利大学職員が兼務する進路相談室 1 名となっている。事務室の担当は、学務 4 名（教務、学生、実習・進路、入試広報）と総務 2 名（庶務・会計、会計・管財）に大きく分けられ、その内、事務長補佐 1 名、主任 2 名（学務 1 名、総務 1 名）を配置し責任体制を明確にしている。また、毎週 1 回連絡打合せ会を全員で行い、事務全般の意思疎通を図っている。なお、事務長は法人事務局長が兼務している。事務処理を含む学校全体の諸問題等について、直接又はメールにより、報告・連絡・相談による情報の共有と諸問題解決の指示等を受けている。（令和 3 年度足利短期大学教職員名簿）

事務職員は、全員が担当業務に精通しており、毎年さらなる研鑽を積むため担当業務ごとに研修会等に参加し、職能の向上に努めているが、令和 3（2021）年度はコロナ禍による研修等の中止により出席していない。

事務職員は各委員会等に配置され、委員会の動向には注意し、必要があれば持ち帰り事務室で関係部署と協議や報告を行い情報共有がなされている。

事務関係諸規程は法人本部にて策定され、組織・庶務・人事・給与・財務でそれぞれ関係する規程が整備されている。必要とされる規程は整備され、その業務は規程に則り処理されている。（学校法人足利大学組織規程）

事務室には、必要な情報機器として、各職員にコンピュータとメールアドレスが与えられており、各担当業務のデータ処理等に活用している。また、入試・教務・実習・進路の事務処理専用コンピュータ及び会計事務処理専用のコンピュータが導入されており、各職員が使用するコンピュータと分けることにより、情報漏洩対策と正確で迅速な処理を可能としている。さらに、必要な備品等も担当業務ごとに随時整えている。

防災対策については、危機管理マニュアルを作成し、災害時・緊急時の対応等を決めている。また、自衛消防組織により学長を隊長とする各担当を定め、学生委員会が主となり学生と教職員による全学的な防災訓練を実施している。令和 3（2021）年度は 12 月 9 日に火災を想定した避難訓練を実施した。また、情報セキュリティについては、情報を扱う担当者を特定し、パスワードの設定等により安全が確保されており、情報漏洩等の事故は発生していない。（危機管理マニュアル、令和 3 年度 足利短期大学 避難訓練実施計画）

SD 活動については、SD 委員会が毎年研修計画を定め実施している。令和 3（2021）年度の研修会は 4 回実施し、進路指導講話－就職とは何か－は令和 3（2021）年 7 月 7 日に、令和 3 年度法人財政説明会は令和 3（2021）年 9 月 2 日に、令和 3（2021）年度足利大学・足利短期大学「公的研究費」に係る研究倫理・コンプライアンス教育研修会は動画視聴形式で令和 3（2021）年 9 月 10 日・17 日・24 日に、学生の経済支援については令和 4（2022）年 1 月 13 日に実施した。（令和 3 年度 SD 研修一覧）

少人数の職員で対応しているため、効率化を図り、業務の見直しや改善を行い、常に改善改革に努めている。このようなことから、教員の理解を得ながら事務職員と教員の相互協力態勢は良好に保たれており、学修成果を向上させるための事務組織となっている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する法令で定められた諸規程は、諸規程集に納められ整備されている。また、それらの規程は法人本部が管理しており、変更等あればその都度教職員に周知している。それらの規程に従い就業については適正に管理されており問題はない。法人本部により導入されたクラウド型勤怠管理システムにより、より正確な勤務状況の管理がなされている。(学校法人足利大学就業規則)

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

1. 新任教職員の育成を継続的に行う。
2. 教員の研究活動の活性化を図る。
3. 科学研究費は申請者はいるがその件数が少ないので、奨励する制度を検討する。
4. 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席についての規程等の整備をする。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。

- (8) 適切な面積の図書館又は学修資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学修資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学修資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

足利短期大学の校地面積は 8,474.00 平方メートル、校舎面積は 6,477.09 平方メートルであり、短期大学設置基準（校地面積 1,500 平方メートル、校舎面積 2,100 平方メートル）を満たしている。短期大学としては、屋外運動場は有していないが、体育館を使用している。

障がい者への対応としては、現在、障がいのある学生は在籍していないが、エレベータ、自動ドア、スロープ、障がい者用トイレの設置等で教室はバリアフリー化されている。

講義室、演習室については、必要とされる数及び面積は整備している。本学では、マルチメディア室として PC 室に学生用のノートパソコン 40 台と教員用のノートパソコン 1 台が設置されている。授業では、情報処理Ⅰ、情報処理Ⅱ等で使用し、授業以外の時間は、PC 室を開放して学生が自由に使用できるよう整備されている。そのため学生は課題や Web による情報検索等に活用している。このほか、調乳や離乳食の調理実習が行える栄養実習室、造形活動などが行える図工室、ダンス等の身体表現が行えるリトミック室、打楽器等の器楽演奏が行える器楽室、ピアノ室は 20 室あり授業では、こどもと音楽（ピアノⅠ）及びこどもと音楽（ピアノⅡ）で使用し、授業以外の時間は開放して学生が自由に使用できるよう用意している。（校舎見取図）

通信制の教育は行っていないが、学内 LAN は、校舎内各室のほとんどもに接続端子を設置し、授業等で使用が可能となっている。また、各研究室では、個々の研究等に使用されている。

授業用の機器・備品の購入は、各教員からの予算申請により、購入内容を検討し購入している。授業で必要とされる機器・備品は概ね充足している。年々需要が高まっている PC プロジェクターの導入は、ポータブルタイプや教室備付が完備され、ほぼ全室で使用が可能である。また、管理システムにより教機器備品管理台帳がコンピュータ管理されており、法人本部による一元管理がなされている。なお、教員が購入した機器・備品については、購入した教員が管理し、定期的に事務で、その管理状況について確認している。（教機器備品管理台帳・管機器備品管理台帳、消耗備品台帳）

本学の図書館は、1 階図書室が 244 m²、2 階閲覧室 196 m²、4 階書庫の 28 m²を合わせて、総面積 468 m²である。座席数は 1 階図書室に 11 席、2 階閲覧室に 74 席の計 85 席である。小規模短大としては、総面積上は適切さを確保している。

令和 4 (2022) 年 3 月 31 日現在で、本学附属図書館が所蔵する図書は、37,786 冊 (和書 35,049 冊 洋書 2,737 冊)、学術雑誌が 392 冊 (和書 359 冊 洋書 33 冊)、視聴覚資料 3,615 点 (ビデオ・DVD・CD・紙芝居等) である。

蔵書の購入選定は、保育現場において重用され学生の閲覧・利用の頻度が高い絵本や紙芝居、保育内容・教材に関する図書の購入を積極的かつ計画的に進めている。図書購入については、学生の要望やニーズを吸い上げるためにリクエスト制度を設け、開館日ならいつでも購入希望図書の申込みができるようになっている。

これに加え、年に一度「選書まつり」と称し、近隣書店の協力を得て、多数の見計り本と図書カタログを展示し、その中から学生や教職員が希望の図書を選定する機会を設けている。

図書購入費には、教員の個人研究図書費、学科図書費の他に、本学後援会による寄贈図書費があり、これらの合計が年度の購入図書費となる。購入図書は、リクエストや本人申請を基本として選定されるが、蔵書の質を保つために、図書委員会において選定された図書の購入について適否を検討し、事務長の決裁を経て発注している。

なお、購入図書選定システムや廃棄システムに関する規定・内規は、同法人グループにある足利大学附属図書館資料収集・管理規定の定めとしている。選定については第 2 章「収集」に定められており、廃棄システムについては第 3 章「管理」に定められている。

令和 3 (2021) 年度の図書購入予算は、教員の個人研究図書費計 320,000 円、こども学科図書費 80,000 円、図書館図書費 95,000 円、後援会寄贈図書費 600,000 円、計 1,095,000 円で、図書、視聴覚資料を合わせて 312 点を購入した。購入図書の内訳をみると、授業・実習に必要な絵本・児童書が 110 点 (35.2%)、次いで、第 3 類社会科学系図書が 105 冊 (33.6%) となっている。

社会科学系図書の大半は、教育・保育・福祉関係の図書・視聴覚資料であり、教員の研究及び教育の重要文献・資料であるとともに、保育を学ぶ学生にとっても自主学修の参考書・資料となっている。購入された図書資料の大半は、授業において活用することを目的としたものであり、学生の授業理解を促す教材になっている。令和 3 (2021) 年度も、本学の教育目的達成のための蔵書の整備が図られたといえる。

体育館は、3 号館 4 階に床面積 716 m²の広さで設けられており、空調が整備されている。この体育館は、授業以外の時間は開放されているため、部活動・サークル活動、休憩の間の軽い運動等が自由に行える。(校舎見取図)

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品 (消耗品、貯蔵品等) を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産については、一元的に法人本部にて管理され、施設設備等の備品管理は足利短期大学が管理しそのデータは法人に送られる。なお、本法人及び足利短期大学は以下の規程等により管理されている。

「学校法人足利大学工事規程」、「学校法人足利大学固定資産及び物品管理規程」、「学校法人足利大学購入規程」、「寄附金の取り扱いについて」、「足利短期大学施設使用規程」の各規程により施設設備、物品は法人本部で管理されており、管理台帳とは常に一致した状態が保たれるように、定期的に教職員に確認を求めている。(学校法人足利大学工事規程、学校法人足利大学固定資産及び物品管理規程、学校法人足利大学購入規程、寄付金の取扱いについて、足利短期大学施設使用規程、教機器備品管理台帳・管機器備品管理台帳、消耗備品台帳)

大規模な災害発生時の対策としては、「学校法人足利大学大規模災害対応要綱」が定められており、その要綱により設置される災害対策本部が統括し、各校に設置された所属本部が個別の対応をすることになっている。(学校法人足利大学大規模災害対応要綱) また、学長を本部長とし以下各責任者等が定められている。本学では「危機管理マニュアル」及び「足利短期大学消防計画」を定め、それにより定められた組織が対応することになっている。(危機管理マニュアル、足利短期大学消防計画、足利短期大学消防計画)

防災システムは事務室に集中制御板があり、一元管理されている。異常時は管理会社へも同時通報される。また避難訓練は年 1 回実施し、システム定期点検も年 1 回行われている。令和 2 (2020) 年度に耐震診断を実施し、令和 3 (2021) 年度に 1 号館の耐震改修工事を行い、これにより短大部分の耐震化率は 100%となる。(令和 3 年度足利短期大学 避難訓練実施計画、耐震計画一覧)

セキュリティソフトが導入されたコンピュータが教職員全員に配備され、個々の業務で使用している。また、入試・教務・実習・進路の事務処理専用コンピュータ及び会計事務処理専用のコンピュータについては、管理者を定めパスワード等の設定により守られている。

省エネルギー・省資源対策として、施設における冷暖房の温度設定、使用時期、自動消灯設備を導入した。全館の照明を LED 照明化している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

1. 快適なキャンパスライフのための学生の休憩場所を順次整備しているが、さらなる整備を進めていく。
2. 現在障がい者の在籍は無いが、今後もバリアフリー化を一層進めたい。
3. 学習支援、健康管理等の物的環境も整えていく。
4. 教育機器の整備は、優先順位をつけ整備していく。

5. 施設設備の維持管理は、現場と法人本部を一元的に管理するための組織体制作りを行う。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学修成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学修支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

学生は、授業のみならず、教員ごとに設定した時間に研究室を開放し、様々な質問や相談に対応するオフィスアワーを活用し、授業に関する疑問や相談ができる。また、最新のノートパソコンを備えた PC 室やピアノ室は授業での利用のみならず、授業時間外でも利用できるよう開放されていることから、技術サービスや専門的な支援の充実を図っている。

学生には、授業科目として、情報処理Ⅰ・情報処理Ⅱで実用的なソフトウェアを使い、教育方法論Ⅱでコンピュータリテラシーを学び、情報技術の向上が図られている。教職員は個人で必要に応じて、専門教員から技術向上のトレーニングを受けている。

また、令和 2 年度に導入したビデオ会議システム「Zoom」を学内会議や研修会等において恒常的に使用することにより、コンピュータ利用技術の向上が図られている。

学科の特性から高度なコンピュータ技能を必要とはしないが、今日の情報処理技術は欠かすことは出来ないため、施設は最新の機器を導入し教育に支障が無いように維

持管理されている。必要とされる施設設備については、法人本部に予算要求し、充実を図っている。

教職員には、一人一台のコンピュータを整備し、授業の資料提示や作成及び学校運営に関する情報共有等に活用している。また、令和 2（2020）年度に導入した LMS「manaba」やビデオ会議システム「Zoom」により、遠隔授業や学内会議等でもコンピュータを活用している。

学内 LAN は、校舎内各室のほとんどの接続端子を設置し、授業等で使用が可能となっている。また、学内の主要教室には Wi-Fi 環境が整備され、インターネットに接続可能であり、あらゆる場面で使用可能な状態になっている。

令和 2（2020）年度に導入した LMS「manaba」及びビデオ会議システム「Zoom」により、遠隔授業（オンデマンド型）や遠隔授業（同時双方向型）による効果的な授業を行っている。

昨年度末に最新のノートパソコンを導入した PC 室の活用により、学生の情報技術の向上が期待される。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

1. 新しい教育機器の導入について、教員の能力、技術レベルに差があることから研修会や講習会等を開催し、すべての教員が有効に活用できるようにしていく。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学修資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。

- ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[注意]

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

収支は学校法人全体でも、短期大学でも赤字基調が続き改善が必要であったことから、平成 26（2014）年度に中長期計画を策定し、計画に収支の均衡に向けた取り組みを行っている。中長期計画は平成 30（2018）年 9 月に見直しを行い、その後おおむね計画どおりに進捗している。同計画の推進・進捗管理のため、学園改革推進委員会が毎月 1 回開催されている。

令和 2 年度は、大学体育館の耐震改築工事の補助金が計上されたことから、収入超過となった。法人全体で毎年 5 億円程度の減価償却があり、それを上回る収入は見込めないことから、事業活動収支は若干の支出超過が続く見込みである。

本法人では、借入はせず年度末の特定資産および現預金を 30 億円以上に保つことを原則として設備投資等を計画的に行ってきたおり、健全性に問題はない。

中長期計画は着実に実行され、これまで収入の増加と経費の削減に努力した結果、平成 29(2017)年度から教育活動資金収支差額が 2 期連続プラスとなり、令和元(2019)年度は一旦マイナスとなったが、令和 2（2020）年度にはプラスに転じ、調整勘定等差引前の教育研究キャッシュフローは 3 期連続でプラスとなっている。さらに、令和 2

(2020) 年度決算の基本金組入前当年度収支差額もプラスとなった。

日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標は、B0 を平成 30 (2018) 年度から維持している。中長期計画で定めた財政計画は概ね達成することができた。

一方、短期大学単体では、縮小したものの支出超過の状態が続いており、学園内で収支の均衡が見込めない唯一の部門であることから、抜本的な改善策を検討中である。

短期大学は恒常的な赤字部門であり、現状大学部門の収入超過で埋め合わせを行っている。短期大学の存続を可能とする財政は学校法人としては維持しているが、将来に向けて抜本的な改善策を検討している。

退職給与引当金は、学校法人会計基準に従って引き当て、その額は銀行預金で管理している。また、運用資産は報告書としてまとめ、決算の理事会、評議員会に報告している。資金は、銀行預金及び地方債で運用している。

経常収入にしめる教育研究費の割合は、平成 30 (2018) 年度 36.2%、令和元 (2019) 年度 34.6%、令和 2 (2020) 年度 42.5%となっており、教育研究に適切支出されている。

遠隔授業を含む教育用の PC 等は、6 年程度で更新し必要数を確保しているほか、図書については年度予算と後援会の寄附で毎年 1,300 千円程度の図書購入を行っており、適切である。

公認会計士の学内監査は令和 2 (2020) 年度、4 月、10 月、2 月に実施され、短大に関する指摘はなかった。

寄付金は、後援会から現物寄附を受けるほか、学校法人で寄附募集を行っている。寄附募集にあっては寄附行為に基づき評議員会に諮り、適切に行っている。学校債の発行はない。

令和 3 年度の入学定員充足率は 89.3%、収容定員充足率は 93.3%であり、概ね妥当な水準である。

収容定員を満たしても、短期大学部門の収支は支出超過の状態であり、更なる経費の削減が必要である。

毎年 12 月に中長期計画に基づく翌年の事業計画と予算を短期大学の意向を集約して、法人本部に報告させ、法人本部で当初予算を作成し 3 月の理事会で決定している。

短期大学の学長は理事会、学科長は評議員会で事業計画と予算を把握しており、また、本部でも遅滞なく関係部門に指示している。

部門ごとに経理規程に従い承認を受け、適切に予算執行を行っている。

収入・支出については証拠書類に基づき決裁権限者の承認を受けて処理し、経理責任者は年 3 回諸勘定内訳・附属明細表を作成し理事長に報告し、公認会計士監査を受けている。

固定資産・特定資産を取得した場合は証拠書類に基づき資金出納簿に記録し固定資産は遅滞なく台帳登録し、年 3 回の公認会計士監査を受けている。預金等は法人事務局長が、毎月現物突合を行い、適切な管理を行っている。

月次試算表は、各部門から毎月法人本部に報告させ、経理課長が照合している。さらに、四半期ごとに作成する試算表は、経理課長から法人事務局長、理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

昭和 54（1979）年に地域の要望により幼児教育科単科の短期大学として開学し、平成 8（1996）年には看護科、平成 12（2000）年には専攻科福祉専攻が開設された。専攻科福祉専攻は学生募集が低調のため、平成 21（2009）年に廃止された。社会的状況や教育の質の向上のため、看護学科の大学移行を図ることとし、平成 25（2013）年度には足利工業大学（現足利大学）に定員 80 名の看護学部が認可された。足利短期大学の看護学科の募集は停止され平成 29（2017）年度をもって閉鎖した。平成 30（2018）年度よりこども学科単科の短期大学となり現在に至っている。

本学は平成 28（2016）年 9 月 26 日に足利市と包括連携協定を結び、平成 29（2017）年 9 月 29 日には足利商工会議所と包括連携協定を結んだ。保育に携わる人材を育成する市のパートナーとして、学生・教職員が地域と積極的に関わり、足利に根差した短期大学として連携していくことを確認した。2 年間での保育者養成として専門的知識と技術を持ち、本学の特徴である仏教的情操豊かな保育者として、社会に貢献できる人材の育成をしていく。

学校法人は、平成 26（2014）年 9 月に中長期計画を策定し、安定した財政状態を確保するため学園全体としての取り組みを、毎月 1 回開催される「学園改革推進委員会」で共有して、経営基盤の強化を図っている。学園改革推進委員会のメンバーは、学園

長、理事長、所属長、事務局長である。会議では工程表を半期毎に作成し、目標を共有化して PDCA サイクルを回している。

本学の強みとしては、建学の精神である「以和為貴」の精神のもとに少人数制で学生に寄り添ったきめの細かい学生指導である。2 年間での資格取得後実践の場で専門性を活かし保育者として活躍できることは、地方の短大としての強みである。就職率は近年 3 年間ほぼ 100%となっている。

平成 30 (2018) 年 4 月に隣接していた旧足利赤十字病院の建物が本城新キャンパスとしてオープンし、本学も 3 階部分を教室として利用できることから利便性は大きく向上した。

本学では 18 歳人口の減少等を鑑み、令和 2 (2020) 年度に入学定員を 100 名から 75 名に変更した。学生募集については、教員と入試事務担当が中心となり高校訪問や説明会に出向いているほか、教員の出前授業や学校見学会における模擬授業などを積極的に行っている。また、オープンキャンパスの内容についても検討を重ねると共に、個別の入試相談が中心であるウェルカムキャンパスを計画し、今年度はオープンキャンパスを 5 回、ウェルカムキャンパスを 4 回実施した。入試形態なども毎年検討し改善してきた。その成果は、こども学科の入学者数回復に表れてきている。

学納金の改定については変更を行っておらず、当面現状維持を続ける予定である。教職員の採用については、平成 28 (2016) 年度に専門分野に配慮しながら若手・中堅教員への切り替えを実施した。合わせて、教育力、組織力が維持、向上できるよう努力している。また、施設は今年度耐震化率 100%になることから大規模の改修は終了した。今後は施設の長寿命化のため、メンテナンスを適切に行っていく。それに基づき順次、外壁、備品の更新などを実施していく。また、現状では少ないものの、科学研究費の申請に対しては積極的な奨励を行っている。学生数の減少により、定員管理と経費のバランスをとることが難しい状況だが、地道な努力を継続することにより、バランスの回復を図っていきたい。

毎年度 7 月ごろに本部による「法人の財務状況等の説明会」が行われ、全教職員に対して法人全体の説明がある。「学生生徒数及び教職員数一覧」「入学者一覧」「資金収支計算書」「事業活動収支計算書」「貸借対照表」などの資料をもとに説明と報告があることから、全教職員に経営情報と危機意識の共有ができています。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

1. 上記計画の適切な改定と実行を行う。
2. 教育研究への資金配分の増加を検討する。
3. 外部資金の獲得等を積極的に行う。
4. 短大としての強み、弱みの分析を活かし、入学者確保に繋げる。
5. 新しい校舎の有効活用を図る。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

FD 活動については、公開授業の実施・外部講師による研修会及び学内での勉強会・各種アンケートの実施など活動を充実させており、SD 活動については義務化に伴い、平成 30（2018）年度に SD に関する基本方針を定め実施している。

中長期計画として、月に一度「学園改革推進委員会」を開催し、教育の質的転換・建学の精神の発揮・財政の健全化等の項目により計画及び実績について確認している。

危機管理に関しては、自然災害・事故等に対応するために危機管理マニュアルを作成し、学生・教職員が参加のもと火災訓練を実施している。

教育機器の導入については、出席管理システムの導入により出席状況を把握することで個々の学生指導にも利用している。また、令和 2（2020）年度は、コロナ禍により遠隔授業を取り入れたが、それに際して LMS として manaba を採用し、良好な結果を得ている。以上のことなどから、今後も積極的に教育機器導入に取り組むこととしたい。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

各教員から提出される「こども学科目標確認シート」により、教育・研究・大学運営・社会貢献など項目別に今年度目標を確認、前期末・年度末毎の状況報告、今後の課題などから自己評価を行っているが、人事評価への反映を検討する。

自然災害・事故危機管理マニュアルの作成により対応への強化を図る。法人本部の方針に基づいた学生に配慮した教育機器の整備を図る。また、図書館については、同一法人の大学とシステムを共通化し、学生の利便性を高めた。蔵書点検計画については見直しを図る。

こども学科単科のみであることから、業務の効率化を目指した教育機器の導入及び研修会を開催し、基本方針を整備していく。

外部資金については科研費や私学事業団に応募して採択されている。今後はさらに他の教員にも波及させるようにする。

また、短大としての強みを発揮し、教職員が一体となって入学定員の確保に向け取り組むことが必要である。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

理事長は本法人の中核である足利工業大学（現足利大学）に昭和 46（1971）年講師として着任し、以来本学に 50 年勤務し、その間足利大学の副学長、学長を経て平成 26（2014）年理事長なり現在 2 期目である。本法人の建学の精神を理解し、発展に努めている。

また、風力発電分野の第一人者として活躍し、経済産業省や環境省の委員長を務めるなど、我が国の再生可能エネルギー分野で多大な貢献をしてきた。大学の教育・研究

以外にも、小学校の教科書を執筆するなど幅広い活躍をしている。このような経験をもとに、本法人においてリーダーシップを発揮している。

本法人では、私立学校法及びそれに基づく「学校法人足利大学寄附行為」「学校法人足利大学寄附行為施行細則」により理事会の役割や理事の選任方法が明確に定まっている。理事は、①足利大学学長、②評議員のうちから評議員会において選任した者3名～5名、③法人の設立母体である足利仏教和合会会員で、同会において推薦された者のうちから理事会によって選任した者3名～4名、④学識経験者のうち評議員会において選任した者4名～5名、の4区分から選ばれている。そして選任された理事は、学校法人の建学の精神を理解し、健全な経営についての見識を有していると共に法的な責任も認識している。

理事長はこの法人を代表し、その業務を総理すると寄附行為により定められており、理事総数の過半数の議決により選任され、統率力を発揮している。また、法人傘下の各校の教育理念・目的を理解し、法人の発展に寄与できる資質を有している。

監査については、毎会計年度終了後は、法人傘下の各校の長が集まり、監事による年間のまとめの監査を受ける。監事は計算書類（案）（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）及び事業報告（案）の説明を法人事務局及び各校の長より受け、総括の質疑を行う。なお、この席には公認会計士も同席する。その後、監査を受けた計算書類（案）、事業報告書（案）が理事会に提出され、理事会で審議のうえ議決される。さらに、評議員会に対しては、その報告が行われ決算等への意見を受けている。これらは、毎年5月中旬から下旬にかけて行われる。理事会は年間8回、令和2（2020）年度の理事の出席率は94.9%であった。

理事会は理事長が招集し、議長となり、予算、決算をはじめ重要な案件はすべて審議されており、適切に業務が遂行されている。この他には、学園長、理事長、所属長、事務局長をメンバーとする学園改革推進委員会が月1回開催され、運営に関する意思疎通を図っている。

学校法人は、私立学校法の定めるところにより情報公開を行っており、各学校ではその殆どをホームページに公開している。また、規程の整備についても新たな法令に対応した改定や必要な規程の整備を行っている。なお、第三者評価及び情報の収集については、短期大学学長が法人事務局、短大事務室と協力して対応している。理事会等の学校法人の管理運営体制については確立がされている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

特になし

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学修成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学修成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は各委員会の長で組織される運営委員会（備付-規程集 20 足利短期大学運営委員会規程）において、各委員会からの報告を受け、課題について各教員の意見を聴いた上で検討を進め委員会を運営している。その後、運営委員会で教授会（資料 足利短期大学教授会規程）に上程すべき議題を確認し、教授会では議長として全教員からの意見を求めた上で、適切に判断を行っている。

学長は、昭和 48（1973）年に足利工業大学工学部電気工学科（現足利大学創生工学科電気電子分野）に着任し、現在に至っている。その間、大学院工学研究科博士後期課程指導教員、就職指導委員長、教務委員長、そして平成 26（2014）年に副学長兼工学部長を歴任の後、平成 28（2016）年に学長に就任、令和 2（2020）年に本学学長を兼任した。足利短期大学附属幼稚園長も兼務している。

なお、平成 20 (2008) 年度より平成 27 (2015) 年度まで学校法人足利工業大学 (現学校法人足利大学) の評議員を、また、平成 28 (2016) 年度より現在まで理事を務めている。そして、毎月開催されている学校法人足利大学主導の学園改革推進委員会 (資料 学校法人足利大学学園改革推進委員会規程) (学園長、理事長、所属長、事務局長) に委員として参加し、学園内の各教育機関における中長期計画の進捗状況、課題等の情報を共有してきた。

以上のように、学長は学園内で要職を長く務めてきたことから、本学について豊かな知見を持っており、就任以来リーダーシップを発揮し本学教育の充実に向けて努力している。

学生に対する懲戒に関しては学則第 34 条に定めている。

学長は校務を掌握しとりまとめ、所属職員に対しては、職務に対して監督している。学長の選任については、規程第 2 条「学長は、寄付行為施行規則第 2 条に定める基礎資格を有し、短期大学教授又はこれと同等の学識・教育行政に関する知識と力量を有するものとする」となっており、規程第 3 条で「学長の任期は 4 年とする。再任は妨げないが、これを限りとする」となっている。また、規程第 4 条で「学長は、第 2 条に定める学長候補者推薦者委員会において推薦された候補者の中から理事会が教授会の同意を得て選定し、理事長が任命する」とあり、規程に基づき選任され、令和 2 (2020) 年 4 月 1 日から学長となり職務遂行に務めている。(資料 足利短期大学学長に関する規程)

教授会が意見を述べる事項に関しては、運営委員会 (教授会の 1 週間前) 終了後に教授会議題を各教員に通知、教授会当日は改めて議題を周知し、意見を求めている。

学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と認めた教育研究に関する重要事項については、教授会において十分に意見を聴取し審議の上、決定をしている。

学長は学則第 39 条に基づいた教授会規程により教授会を開催し、議長となり適切に運営している。教授会は学則第 38 条「本学に教授会を置き、本学の専任の教授、准教授、講師及び助教をもってこれを組織する」に則り組織されている。また、規程に基づき毎月 1 回あるいは必要に応じて臨時教授会を開催しており、議題は各委員会の長で組織される運営委員会で図り教授会に上程され、審議ないし報告のもとに学長が決定している。その他の教学運営についても運営委員会の議長として適切な判断のもとに統率している。また運営機構の委員長の意見を取り入れ運営する方針を示す中でリーダーシップを発揮しており、職務を遂行している。

教授会の議事録は事務長補佐が作成の後、議題を上程した各委員長が確認の上、議長及び議長の指名する 2 名の者がこれに署名捺印して整備している。

全教員で組織される教授会において、学修成果及び三つの方針に対して共通の認識を有している。

教授会の下には委員会が組織され、各委員会は規程に基づき適切に運営されている。運営機構の委員会については、運営委員会、特別委員会、常置委員会がある。特別委員会には自己点検・評価委員会、人事委員会、カリキュラム検討委員会、附属図書館図書委員会、常置委員会には入試委員会、教務委員会、学生委員会、仏教行事委員会、進路

委員会がある。限られた人数での運営のため、3年前より委員会のスリム化を図っている。各委員会は、規程に則り月1回の定例委員会を開催し審議検討している。なお、単科であることから、学科会議（資料 足利短期大学学科会議に関する規程）は必要に応じて開催することとしている。学科内調整は各委員会の代表が出席する運営委員会で意見交換をし、必要な場合はこども学科の議題として教授会に上程することとしている。

本学は小規模な短期大学であることから、教職員の公務に関連する負担が大きいのが現状であり、今後は職場環境の改善を念頭に、委員会の統合など運営体制の在り方の検討が必要である。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

全教職員が共通認識を持ち、充実した教育ならびに研究等の活動が行なえるような運営体制の整備を継続する。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

令和2（2020）年度より、本学学長は学園内の足利大学の学長が兼務することになった。そのことにより、学長は両大学における諸問題に対する対応、改善策等の共有が可能となり、それぞれの組織における長所を積極的に取り入れている。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は現在3名で、学校法人の寄附行為に定められた「この法人の理事、職員、評議員以外の者であって理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意を得て、理事長が選任する」により選出され、定められた業務を行っている。文部科学省が毎年主催する研修会にも交代で出席しており、業務についての認識は適正である。

令和2（2020）年度は理事会出席率が62.5%であった。なお1名の監事が体調不良のため2月迄の理事会に欠席したことから出席率が下がっているが、現在は解消している。

監事業務の補助は法人事務局が担当している。締め括りの監査は、毎年 5 月中旬に法人傘下の各校の長、各校事務責任者、法人事務局幹部が参加して行われ、前年度の資料に基づき質疑が行われる。ここには公認会計士もオブザーバーとして出席している。この質疑を踏まえて、監査報告書が作成され、その後、理事会及び評議員会にて監査報告がなされる。

平成 28 (2016) 年内部監査室を設置し、公認会計士監査と合わせて三者監査を実現している。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員の選出については、寄附行為で、①法人の設立母体である足利仏教和合会から推薦された者から理事会において選任した者 9 名～11 名、②法人の職員で理事会において推薦された者のうちから評議員会において選任した者 4 名～5 名、③法人設置の学校の卒業生で理事会において選任した者 4 名～5 名、④学識経験者から理事会において選任した者 13 名～15 名、の 4 選出区分から適切な選出が行われており、現在は 30 名で構成されている。(理事数は 14 名)職務については、私立学校法を踏まえ寄附行為で定めてあり、それに従った運営が行われている。評議員は意見を自由に発言でき、多様な意見を反映させる会議となっている。年間 5 回の開催を予定しており、令和 2 (2020) 年度の実施は 3 回で出席率は 68.9%であった。

評議員会は適切に運営されており問題はない。今後も多様な意見を自由に発言できる雰囲気を持しながら、理事・理事会への牽制機能を発揮させるなど、実質化を目指し参加率を高め、選任の方法を工夫するなど適切な運営を図りたい。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

情報公開については積極的に取り組んでおり、学校教育法施行規則に定める教育研究活動等の状況についての情報及び学校法人に関する情報を短大ホームページで公表しており、教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報等、財務情報、国際交流・社会貢献等の概要、自己点検・評価報告書、公的研究費に関する情報、修学支援に関する事項、学生等アンケート調査結果等、様々な情報を掲載し、適宜更新を行っている。

財務情報は、各年度の事業報告書に資金収支計算書、貸借対照表、財産目録及び各計算書における数値の経年推移、財務比率の推移表を掲載しているほか、財務情報は学校法人の掲示板においても掲出されている。

引き続き適切な情報公開に努めていく。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

1. 法令等の改正に対応したガバナンス体制の不断の整備。
2. 平成 28（2016）年度に設けた内部監査室による監査業務の高度化。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特になし

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

学校法人の中長期計画は令和 3（2021）年度最終年度を迎えた。計画は予定どおり進捗し、特に課題であった財政の健全化は概ね計画を達成し、教育活動収支については黒字定着が図られた。

しかしながら、短大については支出超過の額は縮小したものの、解消の見込みは立たないことから、さらなる改善策を次期計画に盛り込む予定である。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

1. 全教職員が共通認識を持ち、充実した教育ならびに研究等の活動が行なえるよう、各種委員会の見直しを含め、運営体制の整備を図る。

執筆者一覧

【基準Ⅰ】

- [テーマ 基準Ⅰ-A] 学長
- [テーマ 基準Ⅰ-B] 学科長、カリキュラム検討委員会
- [テーマ 基準Ⅰ-C] 自己点検・評価委員会、学科長、カリキュラム検討委員会

【基準Ⅱ】

- [テーマ 基準Ⅱ-A] 教務委員会、入試委員会、自己点検・評価委員会
- [テーマ 基準Ⅱ-B] 教務委員会、図書委員会、学生委員会、進路委員会、
事務長補佐

【基準Ⅲ】

- [テーマ 基準Ⅲ-A] 事務長補佐
- [テーマ 基準Ⅲ-B] 事務長補佐、図書委員会
- [テーマ 基準Ⅲ-C] 事務長補佐
- [テーマ 基準Ⅲ-D] 法人本部、学長

【基準Ⅳ】

- [テーマ 基準Ⅳ-A] 法人本部
- [テーマ 基準Ⅳ-B] 学長
- [テーマ 基準Ⅳ-C] 法人本部

足利短期大学

足利短期大学の現状と課題
—令和3年度自己点検・評価報告書—

発行日 令和4年(2022年)3月31日

発行者 荘司和男

発行 足利短期大学

〒326-0808 栃木県足利市本城3丁目2120

TEL : 0284-21-8242